

契 約 書

裁判所ウェブサイト等のリニューアル及び運用保守等（以下「業務」という。）に関し、発注者最高裁判所と受注者株式会社エヌ・ティ・ティ・データとは、次の条項並びに別紙仕様書及び入札に際し受注者が提出した提案書（以下「別紙仕様書等」という。）により請負契約を締結し、信義に従い、誠実にこれを履行するものとする。

（業務の名称、内容等）

第1条 業務の名称、内容、期間及び契約金額は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 裁判所ウェブサイト等のリニューアル及び運用保守等
- (2) 内 容 別紙仕様書等のとおり
- (3) 期 間 平成31年4月1日から平成32年3月31日まで
- (4) 契約金額 金107,995,800円

（うち消費税及び地方消費税額 金9,817,800円）

ただし、固定費及び変動費の内訳は別表のとおり

（契約保証金）

第2条 受注者は、契約保証金の納付を要しないものとする。

（権利義務の譲渡等の制限）

第3条 受注者は、この契約によって生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。（下請等の禁止）

第4条 受注者は、業務を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面による発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務の監督）

第5条 発注者は、業務の必要な監督を行うため、監督職員を定めて次に掲げる事項を行わせることができる。

- (1) 受注者が提出する書類の調査
- (2) 業務の管理、立会い、指示、承諾又は協議

2 受注者は、監督職員の職務に協力しなければならない。

（業務の検査）

第6条 受注者は、業務が完了した場合には、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させなければならない。

3 受注者は、前項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに業務が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。

4 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

（成果物の検査及び納入）

第7条 受注者は、成果物の納入の準備が完了した場合には、その旨を発注者に通知しな

ければならない。

- 2 発注者は、前項の通知を受理した場合には、その受理した日から起算して10日以内に、発注者の定めた検査職員に必要な検査を完了させ、これに合格したときは、遅滞なく成果物の納入を受けなければならない。
- 3 発注者は、必要がある場合には、受注者に指示して試験的にシステムを稼働して検査を行うことができるものとする。
- 4 受注者は、第2項の検査に合格しなかった場合には、発注者の指示に従い、遅滞なく補修その他必要な措置を講じ、再度の検査を受けなければならない。この場合における検査の完了の時期は、発注者が新たに成果物の納入の準備が完了した旨の通知を受理した日から起算して10日以内とする。
- 5 検査に要する費用は、受注者の負担とする。

- 6 発注者及び受注者の協議により、成果物を分割して納入する場合においては、その都度、前各項に準じた取扱いをするものとする。

(代金の支払)

第8条 代金は、一括で支払うものとし、受注者は、第6条及び前条の検査に合格し、すべての成果物の納入を完了した場合には、遅滞なく適法な代金の支払請求書を発注者に提出するものとする。

- 2 発注者は、前項の支払請求書を受理した日から起算して30日（以下「約定期間」という。）以内に、受注者の指定する銀行口座に振り込むことにより支払うものとする。

(履行遅延の賠償)

第9条 発注者は、約定期間に代金の支払をしなかった場合には、遅延損害金を受注者に支払わなければならない。

- 2 受注者は、その責めに帰すべき事由により業務を遅滞又は成果物の納入を遅延した場合には、遅延損害金を発注者に支払わなければならない。

3 前二項の遅延損害金は、それぞれ遅延日数に応じ、第1項の場合においては支払が遅延した金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率（ただし、率適用は財務省告示の施行日による。）の割合で計算した額とし、前項の場合においては契約金額を日割りとした金額に対し、年5パーセントの割合で計算した額とする。ただし、その額に100円未満の端数がある場合はこれを切り捨て、その額が100円未満である場合はその支払を要しないものとする。

(検査の遅延)

第10条 発注者がその責めに帰すべき事由により第6条第2項若しくは第3項又は第7条第2項、第4項若しくは第6項に規定する期間内に検査を完了しなかった場合には、その期間を経過した日から検査を完了した日までの日数（以下「遅延期間」という。）を、約定期間から差し引くものとする。この場合において、遅延期間が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、発注者は、その超える日数に応じ、前条第1項及び第3項に規定する遅延損害金を受注者に支払うものとする。

(損害の負担)

第11条 業務の履行に伴い生じた損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じた場

合を除き、受注者の負担とする。ただし、その損害が天災その他の不可抗力により生じた場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

2 天災その他の不可抗力により、債務の履行が不可能となったときは、発注者又は受注者は、相手方の同意を得て、この契約を無償で解除できるものとし、既に要した費用については、発注者及び受注者の各自の負担とする。

(瑕疵担保責任)

第12条 業務の完了後又は成果物の納入後その内容に瑕疵があることが発見された場合には、受注者は、発注者の指示により、発注者の定める期間内に瑕疵を補修し、かつ、瑕疵によって生じた損害を賠償しなければならない。この場合における担保の期間は、業務については第6条第2項又は第3項の規定に基づき検査の完了した日から1年とし、成果物については、第7条第2項、第4項又は第6項の規定に基づき、納入を受けたときから1年とする。

(秘密の保持)

第13条 発注者及び受注者並びにその職員、代理人及び使用人は、業務の遂行に際し知り得た相手方の秘密事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(発注者の契約解除権)

第14条 発注者は、受注者（その代理人及び使用人を含む。）が次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の条項又は別紙仕様書等に違反した場合
- (2) 監督職員の監督若しくは検査職員の検査を妨げ、又は妨げようとした場合
- (3) 詐欺その他の不正行為をし、又はしようとした場合
- (4) その他、この契約の目的を達することができないと認められる場合

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、受注者の負担とする。

3 発注者は、第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、これに相当する代金を受注者に支払うものとする。

(受注者の契約解除権)

第15条 受注者は、発注者がこの契約の条項若しくは別紙仕様書等に違反し、又は著しくこれと異なる指示をしたため、業務を履行することが不能となった場合には、これを解除することができる。

2 前項の規定による契約の解除に伴う必要な費用は、発注者の負担とする。

3 受注者が第1項の規定により契約を解除した場合において、業務の既済部分で検査に合格したものがあるときは、発注者は、これに相当する代金を受注者に支払わなければならない。

(違約金)

第16条 前二条の規定によりこの契約が解除された場合には、受注者又は発注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を発注者又は受注者の指定する期限内に支払わなければならない。

(談合等の不正行為にかかる違約金)

第17条 受注者は、この契約に関し、次の各号のいずれかに該当する場合には、発注者の請求に基づき、契約金額の10分の1に相当する金額を違約金として発注者の指定す

る期限内に支払わなければならない。

- (1) 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（同委員会が、受注者に対して、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行い、又は確定した当該納付命令を独占禁止法第63条第2項の規定により取り消した場合を含む。）。
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定による排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に關し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。ただし、受注者が独占禁止法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときはこの限りでない。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人の刑法第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の契約金額の10分の1に相当する金額のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として発注者の指定する期限内に支払わなければならない。
- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項、第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為をしていない旨の誓約書を提出しているとき。

- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
(談合等の不正行為にかかる発注者の契約解除及び違約金に関する遅延利息)
- 第18条 受注者が前条の違約金を発注者の指定する期限内に支払わないときは、発注者は何らの通知催告を要せずこの契約の全部又は一部を解除することができるものとし、受注者は当該期限を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- (属性要件に基づく契約解除)
- 第19条 発注者は、受注者が次の各号の一に該当すると認めるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同法第2条第6号に規定する暴力団員又は第32条第1項第2号ないし第4号に規定する者及び団体をいう。以下同じ。)であるとき。
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき。
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを利用するなどしているとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (行為要件に基づく契約解除)
- 第20条 発注者は、受注者が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
- (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
- (表明確約)
- 第21条 受注者は、前二条のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 受注者は、前二条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、すべての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契

約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。) としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第22条 受注者は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負契約人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者に該当する再請負人等との契約を解除させるようにしなければならない。

2 発注者は、受注者が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該解除対象者である再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者である再請負人等との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第23条 発注者は、第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより受注者に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

2 受注者は、発注者が第19条、第20条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、発注者に損害が生じたときは、第16条に定める方法等に従いその損害を賠償するものとする。

(不当要求等に関する通報等)

第24条 受注者は、自ら又は再請負人等が、暴力団又は暴力団員等、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当要求等」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当要求等の事実を発注者に報告し、さらに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(著作権等)

第25条 成果物等の著作権は、著作権法第27条及び同第28条に規定する権利を含め、発注者に移転する。

2 受注者は、成果物等に関する著作者人格権その他の権利を有する場合においても、発注者に対してこれを行使しないものとする。

3 受注者が業務の着手以前から有していた成果物等にかかる著作権については、受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は発注者に対し、成果物等を発注者において使用するために必要な範囲で、留保された著作権に関し、著作権法に基づく利用を無償で許諾する。

4 発注者は、その業務の遂行に当たり、受注者が創作した著作物を使用し、複製し、改良する権利を有するものとする。

(紛争の解決)

第26条 この契約書の各条項において発注者及び受注者が協議して定めるものにつき、協議が整わない場合その他この契約に関し発注者と受注者との間で紛争が生じた場合には、発注者及び受注者が協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図ることとする。この場合における紛争の処理に要する費用は、発注者及び受注者が協議

して特別の定めをした場合を除き、各自これを負担する。

(契約の疑義)

第27条 この契約に定めのない事項その他疑義のある場合は、発注者及び受注者が協議して定めるものとする。

この契約の証として、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自これを保有する。

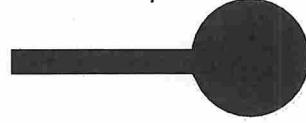
平成31年4月1日

発注者 東京都千代田区隼町4番2号
最高裁判所
支出負担行為担当官
最高裁判所事務総局経理局長 笠井之



受注者 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
代表取締役社長 本間 洋

上記代理人 東京都江東区豊洲三丁目3番3号
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ



(別紙)

仕様書

裁判所ウェブサイト等のリニューアル及び運用保守等

目 次

第1	調達件名	1
第2	目的及び概要	1
第3	調達範囲	3
第4	作業期間	4
第5	成果物等	4
第6	要求仕様	7
第7	体制及び環境条件	7
第8	S L A (Service Level Agreement)	8
第9	業務の再委託	8
第10	知的財産権	9
第11	機密保持	9
第12	情報セキュリティに関する事項	10
第13	瑕疵担保責任	10
第14	受注者の条件	10
第15	その他	11

別紙第1 システム概要図

- 第2 主要コンテンツ及びデータベースの概要図
- 第3 リニューアルシステム開発業務
- 第4 裁判所ウェブサイト平均リソース使用率等
- 第5 機能要件一覧
- 第6 アプリケーション開発
- 第7 コンテンツ作成工程
- 第8 コンテンツ等の想定作成量及び動画関係の想定作業量
- 第9 コンテンツ作成及び動画関係作業に関する課金単価
- 第10 運用保守業務

第1 調達件名

裁判所ウェブサイト等のリニューアル及び運用保守等

第2 目的及び概要

1 背景及び目的

裁判所ウェブサイトは、裁判手続、裁判例、採用情報や調達手続等といった幅広い情報を、知的財産高等裁判所ウェブサイトは、知財高裁における主要な判決、専門委員制度や大合議事件等に関する情報を、裁判員制度ウェブサイトは、同制度に対する国民の理解の醸成と参加意識の向上に資する情報を、それぞれ掲載し、裁判所広報の中核的ツールとなっている。

裁判所ウェブサイトは平成24年3月に、知的財産高等裁判所ウェブサイト及び裁判員制度ウェブサイトは平成26年8月に、[REDACTED]を導入し、職員による即応性の高いコンテンツ更新が行える環境を整えた。しかし、増大するユーザーニーズの多様化や、アクセシビリティ（JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針－情報通信における機器・ソフトウェア・サービス－第3部：WWWコンテンツ」への準拠）への対応なども想定し、かつ効率的にページ作成や管理を行う環境整備が求められている。また、運用に当たっては、発生するコストの低減を実現する必要がある。

このような背景から、[REDACTED]を更新し、ウェブサイト作成管理の効率化を図るとともに、裁判所ウェブサイト等のリニューアルを行い、システムライフサイクルコストを抑えつつ、サイト閲覧者に必要な情報がより効率的に伝わることを目的とする。

2 現行システムの概要

裁判所ウェブサイト等は、(1)記載のサイト等から構成される。現行システムの全体構成は別紙第1（システム概要図）のとおりであり、請負業者のホスティングサービスを利用している。本システムを構成するサーバ等機器は(2)記載のとおりである。

(1) サイト等

ア 裁判所ウェブサイト（ポータルサイトとしての裁判所ウェブサイト、最高裁判所ウェブサイト及び各地の裁判所のウェブサイト）（<http://www.courts.go.jp/>配下、ただし、エを除く。）

イ 裁判員制度ウェブサイト（<http://www.saibanin.courts.go.jp/>配下、ただし、エを除く。）

ウ 知的財産高等裁判所ウェブサイト（<http://www.ip.courts.go.jp/>配下）

エ 動画コンテンツ（YouTubeを利用して稼働しているもの。）

(2) サーバ等機器

台数	OS/ファームウェア/ミドルウェア	CPU	CPU数	HDD 総容量 (@論理, GB)	Memory (@合計, GB)	Interface NIC

(3) [REDACTED]

ア 総ページ数 7614 (ただし、PDF、Word、Excel等のリンクファイルを除いたページ数。)

※ [REDACTED]によるホームページ管理対象は別紙第2（主要コンテンツ及びデータベースの概要図）を参照。

イ ユーザー数 各庁の総務課等の職員 431名（平成29年7月13日現在）

(4) アプリケーション

ア 判例登録 約300ユーザー

イ 統計情報登録 約10ユーザー

ウ 傍聴券交付情報登録 約250ユーザー

(5) 操作環境

[REDACTED] (平成29年10月1日現在)。

ア [REDACTED]

イ [REDACTED]

ウ 利用端末数 197台

3 リニューアル方針

本業務を行うにあたって、下記のリニューアル方針に基づいてシステム開発を行うこと。

(1) 誰もが目的の情報に快適にたどりつけるサイト構成を目指す。

サイト閲覧者の視点に基づいたホームページの構造設計及びサイト閲覧者の利便性を重視した使いやすいナビゲーションを配置し、閲覧者が求める情報まで快適にたどりつけるようになる。また、サイトが24時間問合せのできる「裁判所の窓口」となるような再構築を図り、「探しやすい」ウェブサイトを目指す。

(2) 高齢者や障がいのある人も支障なく利用できるようにする。

あらゆる利用環境を想定し、アクセシビリティに配慮したウェブサイトを目指している。特に本再構築により、全ページがJIS X 8341-3:2016の適合レベルAAに準拠するものとし、サイト閲覧者が求める情報へ誰でも等しくたどりつけるように配慮する。本仕様書における「レベルAA準拠」と言う表記は、情報通信アクセスマートウェブアクセシビリティ基盤委員会「ウェブコンテンツのJIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン」で定められた表記による。

- (3) システムライフサイクルコストを抑えつつ、さまざまな障害に強い安心・安全なシステムの構築を図る

安定したウェブ閲覧サービス提供及び判例登録を含むコンテンツ作成・公開作業が可能となるよう、以下のようなリスクに対応したシステムの構築を目指す。サービス障害が発生した場合はS LAを満たすよう迅速に復旧ができること。

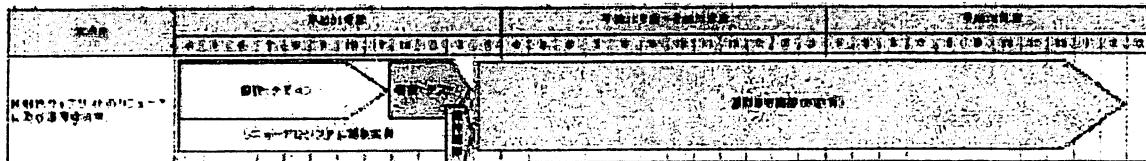
- ・外部からのサイバー攻撃
- ・ハードウェアやソフトウェアの障害
- ・アクセス集中

- (4) サイト作成者が容易にコンテンツの作成・管理ができるようにする。

コンテンツ作成者が、簡単な操作でユーザビリティやアクセシビリティに配慮したコンテンツの作成ができ、情報発信の頻度や情報の質を高めることを目指している。また、サイト管理者が簡単な操作でホームページ管理業務を行うことを目指す。

4 作業スケジュール

想定する作業スケジュールは次の図のとおりである。



第3 調達範囲

1 リニューアルシステム開発業務

- (1) 企画・提案等
- (2) システム構築
- (3) グローバルIPアドレスの取得
- (4) [REDACTED] の導入
- (5) アクセシビリティ対応
- (6) セキュリティ対策
- (7) サイト構造設計
- (8) デザイン
- (9) テンプレート作成
- (10) 移行
- (11) プログラムソースの提出
- (12) アプリケーション開発及び運用
- (13) ガイドライン、マニュアル作成
- (14) 操作研修
- (15) プロジェクト管理

(16) 動作テスト及びペネットレーションテスト

2 運用保守業務

- (1) 概要
- (2) 運用管理
- (3) システム保守
- (4) システム運用
- (5) オペレーション管理
- (6) 障害対応
- (7) コンテンツメンテナンス
- (8) ヘルプデスク
- (9) 定例会議
- (10) アプリケーションプログラムの脆弱性検証
- (11) サーバ・プラットフォームの脆弱性検証
- (12) アクセシビリティ試験
- (13) 次期システムへの移行等

第4 作業期間

1 リニューアルシステム開発業務

契約締結の日から平成32年3月2日

2 運用保守業務

平成32年3月3日（公開予定）から同年3月31日

まで

（総委託期間は平成32年3月3日から平成37年3月2日までを想定）

第5 成果物等

1 成果物

項目	成果物	記載箇所	納入期限	備考
1	基本設計書、ネットワーク構成図及び詳細設計図	別紙第3の第2	平成32年3月2日	
2	サイト構造設計書	別紙第3の第7の8	平成32年3月2日	
3	プログラムソース	別紙第3の第1 1	平成32年3月2日	
4	アプリケーションソフト	別紙第6の5(10)	平成32年3月2日	電磁的記録媒体の

	ウェア			み
5	アプリケーション操作マニュアル	別紙第6の5(1)	平成32年3月2日	
6	ウェブサイト作成ガイドライン	別紙第3の第5の4, 同第13の1	平成32年3月2日	
7	████操作マニュアル	別紙第3の第13の2	平成32年3月2日	
8	動作テスト結果報告書及びペネットレーションテスト結果報告書	別紙第3の第16の1	平成32年3月2日	
9	障害時対応マニュアル	別紙第10の第6の1	平成32年3月2日	
10	作業実績報告書	第15の6	リニューアルシステム開発業務 平成32年3月2日 運用保守業務 各年度の最終開庁日	

2 提出物

項目番号	提出物	記載箇所	提出期限	備考
1	プロジェクト計画書	第7の1(2), 別紙第3の第15の1	平成31年4月1日から10開庁日	
2	チェックリスト	別紙第3の第5の2	平成32年3月2日	
3	移行作業スケジュール	別紙第3の第10の3	平成31年4月1日から10開庁日	
4	会議録	別紙第3の第15の3	進捗報告会議終了後, 5開庁日	
5	移行に関する作業報告書	別紙第3の第10の6	平成32年3月2日	
6	作業報告書	別紙第10の第5の2, 3, 同第7の8, 同第8の3	定例会議開催の前開庁日正午	

7	議事録	別紙第10の第9の2	定例会議終了後、5開序日	
8	アプリケーションプログラムの脆弱性診断に関する作業報告書	別紙第10の第10	本作業終了後、速やかに	
9	サーバ・プラットフォームの脆弱性診断に関する作業報告書	別紙第10の第11の1	本作業終了後速やかに	
10	データ消去に関する報告書	第11の6	本作業終了後、速やかに	

3 成果物等の書式

(1) 使用言語

日本語

(2) 用語の定義等

用語の定義は共通フレーム2013に従うこととし、成果物等中に共通フレーム2013に定義されていない用語を用いる場合には、用語の定義を明記すること。成果物等の作成に当たっては、図表等を用い、専門用語には解説を加えるなど、平易な記載とすること。

(3) 書式等

ア 書面によるものについて

用紙の規格は、日本工業規格（JIS P 0138:1998）A列4番を原則とする。ただし、図表を用いる場合は、必要に応じてA列3番を用いることもできる。

また、用紙の向きは縦置き、文字の記載方向は横書き、用紙の縁じ方は左縁じ、1列の文字数は40文字以内、1ページの行数は35行以内、文字のポイント数は11ポイント以上とする。ただし、図表等を用いる場合や見やすさの観点から必要な場合は、この限りではない。

なお、各書面は2穴パンチによる編てつとするため、左余白3センチメートルを空けること。

イ 電磁的記録媒体によるものについて

電磁的記録媒体の記録方式は、[REDACTED]において読み取り可能な形式のものとし、格納する電子データのファイル形式は、次のソフトウェアで読み取り可能な形式とすること。

- (ア) [REDACTED]
- (イ) [REDACTED]
- (ウ) [REDACTED]
- (エ) [REDACTED]

なお、書面及び図表等の電子データのファイルは、簡潔で一義的に理解できる体系的

なファイル名とし、PDFファイル化できるものについては、PDFファイルに変換し、変換元のファイルも添付すること。

4 成果物等の納入又は提出場所

東京都千代田区隼町4番2号 最高裁判所

5 成果物等の形式（媒体の種類）及び数量

紙媒体 2部（ただし、第5の1の項番4は除く。）

電磁的記録媒体（最高裁判所が指定するもの） 1部

6 検査の完了

最高裁判所が成果物に不備がないことを確認し、その旨の通知をした日をもって検査の完了とする。

第6 要求仕様

リニューアルシステム開発業務については「別紙第3 リニューアルシステム開発業務」記載のとおり。運用保守業務については「別紙第10 運用保守業務」記載のとおり。

第7 体制及び環境条件

1 体制

(1) 本システム構築作業体制の編成においては、プロジェクトマネージャを配置し、進捗・問題・リスク管理等のプロジェクト管理を実施するとともに、作業別のチーム編成を行い、管理体系の要素も含めてプロジェクト体制を確立すること。また、運用フェーズにおいては、機器の運用に係る責任者及びコンテンツメンテナンスに係る責任者を定めるとともにウェブサイトを円滑に運営するため、作業別のチーム編成を行うこと。

なお、最高裁判所が要求することを遺漏なく実現できるよう責任者の下に常時対応可能な業務を理解しているスタッフを選任し、作業体制を整えること。

(2) 平成31年4月1日から10開庁日以内にプロジェクト計画書を提出し、最高裁判所の承諾を得ること。

なお、プロジェクト計画書には、作業体制（作業者の経験、能力、資格、所属、参加状況等の詳細及び作業体制図を含む。）、マスタースケジュール、WBS、会議の構成、プロジェクト管理方針を記載すること。

(3) 他のウェブサイトとの連携が必要となる事項（例えば、動画配信においてYouTubeを利用したコンテンツ表示連携方法など。）については、受注者が主体となって調整を行うこと。

2 プロジェクトマネージャ

(1) プロジェクトマネージャは、5年以上のプロジェクト管理経験を有するとともに、上場企業のウェブサイト又は現行ウェブサイトと同規模程度のウェブサイトのリニューアルをプロジェクトマネージャとして一貫して実施した経験があること。

- (2) プロジェクトマネージャは、独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ試験又はプロジェクトマネジメントプロフェッショナル（PMP）試験の合格者であること。

3 作業担当者

各作業チームには、次の条件を満たす作業担当者が1名以上参加していること。また、最高裁判所が必要と判断した場合は、作業担当者の変更を要請することがあるが、その場合は協議に応じること。

- (1) Webサイト作成に係る経験を10年以上有すること。
- (2) 担当分野に関する専門知識（ウェブデザイン、セキュアプログラミング、ウェブアクセシビリティ等）を有すること。
- (3) セキュリティを担当する作業チームのリーダーについては、独立行政法人情報処理推進機構情報処理技術者試験センターの認定資格である「ネットワークスペシャリスト」、「情報処理安全確保支援士」の登録者、又はCertified Information System Security Professional（CISSP）もしくはこれらと同様の資格を有すること。

4 運用体制

新ウェブサイトに関するシステム管理及びハードウェアやソフトウェアの故障修復を実施する保守業務を実現できる体制を確保すること。また、運用管理手法が確立、明文化され遵守されていること。

5 作業実施場所

受注者の事業所内

6 環境条件

本システムの全てのアプリケーションの動作確認、アプリケーションの仕様確認、調査、プログラム解析及び修正を行うために必要となるハードウェア、ソフトウェア等による本番環境相当の保守環境を受注者の負担と責任において、受注者の作業場所に準備すること。また、ソフトウェアに関しては、バージョン等が一致するよう留意すること。

第8 S L A (Service Level Agreement)

新ウェブサイトで使用する機器・回線等は、

を想定するも

のとし、利用者によるアクセスが集中しても遅延なく処理できる性能を保証すること。

なお、新ウェブサイト運用開始後、上記想定値以下でも動作が鈍いなど問題があれば最高裁判所と協議の上、無償で対応すること。

第9 業務の再委託

- 1 受注者は、原則として、本作業の全部又は一部を第三者に委託しないこと。ただし、受注者において業務の一部を第三者に委託する必要があると判断した場合は、あらかじめ通知事項（再委

- 託する相手方の商号又は名称及び住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額)を記載した書面により最高裁判所に申請し、承諾を得ること。
2. 委託することについて最高裁判所の承諾が得られた場合、受注者は、再委託する相手方に対して本仕様書に記載された事項について受注者と同様の義務を負わせるものとし、再委託する相手方との契約においてその旨を定めること。
- この場合、履行確保及び責任については、全て受注者が負うこと。また、受注者において、再委託する相手方の業務状況を全て把握すること。

第10 知的財産権

1. 成果物等に関連して発生した著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条、第23条、第26条の3、第27条及び第28条に定める権利を含め、成果物等を最高裁判所に提出したときに最高裁判所に移転する。ただし、著作物の創作に関して使用した受注者が独自に有するプログラムその他の著作物、他のシステム等に再利用可能なモジュール、ルーチン、資料上の表現等については受注者に留保されるものとする。この場合、受注者は、最高裁判所及び最高裁判所が今後、システム改修及び保守等を行わせる者らに対し、同人らの役務遂行に必要な範囲で、著作権法上の権利（著作権法に基づく複製権、翻案権等の著作物を利用する権利を含む。）に基づく利用を無償で許諾すること。
2. 受注者は、最高裁判所の書面による同意がなければ、本作業に関連して発生した著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
3. 受注者は、本作業に際し、第三者の知的財産権等を実施、使用する場合、その実施、使用に対する一切の責任を負担するものとする。

第11 機密保持

1. 受注者は、本作業により知り得た情報については、本作業以外の目的では使用しないこと。
2. 受注者は、本作業の全期間及び期間終了後にわたり、次の各事項を第三者（第三者とは、一般的にいう第三者はもとより、受注者組織内で作業を行う場合の本作業に係る体制以外の受注者の社員等も含む。）に漏えいしないこと。
- (1) 本作業中に知り得た業務上の秘密に関する事項
 - (2) 最高裁判所が提供した業務上の情報で部外秘を要するもの及び本作業中に知り得た裁判所のシステムの機能、構造、設置場所その他裁判所のシステムのセキュリティ管理上危機を招来するおそれがある一切の事項
3. 受注者の故意又は過失によって、2の(1)又は(2)の事項が外部に漏えいする等の事故が発生し又はそのおそれが生じた場合には、受注者は、直ちに事故等の内容を詳細かつ具体的に最高裁判所に報告すること。
4. 最高裁判所が提供する資料は、原則として貸出しの方法によるものとし、受注者は、当該資料を本作業以外の目的に使用してはならず、最高裁判所の監督職員から返還依頼を受けたとき又は

本作業期間の終了時に全て返却すること。また、当該資料の複写及び第三者への提供はしないこと。

- 5 受注者は、最高裁判所が提供した情報を第三者に開示する必要がある場合は、事前に協議の上、最高裁判所の承諾を得ること。
- 6 受注者は、本作業終了後、データ消去ソフトウェア若しくはデータ消去装置の利用、物理的な破壊又は磁気的な破壊等の方法を用いて、作業用に保持している全ての情報（最高裁判所内で保管しているものを除く。）について速やかに復元が困難な状態にし、その旨の報告書を提出すること。

第12 情報セキュリティに関する事項

- 1 受注者は、本作業に当たっては、最高裁判所の定める情報セキュリティポリシーに準拠すること。
- 2 受注者は、情報漏えい等の防止措置や不正プログラム等へのセキュリティ対策を講じ、本作業におけるセキュリティが確保できる体制を構築すること。
- 3 受注者は、提出する成果物等の記録媒体に対し、最新のパターンファイルによるウイルスチェックを施すこと。
- 4 成果物等が外部に不正に使用されたり、納品過程において改ざんされたりすることのないよう、安全な納品方法を提案し、成果物等の情報セキュリティの確保に留意すること。

第13 瑕疵担保責任

- 1 受注者は、成果物等の納入後1年以内に瑕疵が発見された場合には、最高裁判所の指示に従い、受注者の責任と負担において、遅滞なく瑕疵を修補し、かつ、瑕疵によって生じた損害を賠償すること。
- 2 1の作業により関連する成果物等に変更の必要が発生した場合は、受注者は、受注者の責任と負担において、遅滞なく改訂版を納入等すること。

第14 受注者の条件

- 1 受注者は、2以下の条件を満たしていること。なお、条件にある資格・認定・実績等の事実を最高裁判所に対し、書面をもって説明できること。
- 2 基本条件
 - (1) 個人情報保護管理体制が確立されており、かつ確認できること。
 - (2) 「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」に関する知識を有すること。
 - (3) 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」に関する知識を有すること。
 - (4) セキュリティ（安全性）に関する知識を有すること。
 - (5) CGI、PHP、javaなどプログラムの知識を有し、改修作業が実施可能のこと。
 - (6) 業務の遂行に係る連絡、調整等を行う営業拠点を東京都内に有すること。

(7) ウェブアクセシビリティに関する知識を有すること。

3 情報セキュリティに関する条件

ISO/IECQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得していること。又はこれと同等の情報セキュリティ管理体系、品質保証体系及び個人情報保護体制を確立していること。また次の基準を理解し、遵守すること。

- (1) 経済産業省「情報システム安全対策基準」
- (2) 経済産業省「コンピュータ不正アクセス対策基準」
- (3) 経済産業省「コンピュータウィルス対策基準」
- (4) 経済産業省「システム管理基準」

4 社内教育に関する条件

設計、開発及び構築業務を行う運用担当者に対して、以下の内容の教育を実施していること。

- (1) 最新の情報技術に関する教育
- (2) モラル教育
- (3) セキュリティ教育
- (4) 個人情報保護に関する教育
- (5) 守秘義務に関する教育

5 ウェブサイトコンテンツリニューアル及びサーバのホスティング実績に関する条件

(1) ウェブサイトコンテンツリニューアルの請負実績

過去5年以内に上場企業のウェブサイト又は現行ウェブサイトと同規模程度のウェブサイトのリニューアル業務（現在の契約を含む。）を要件定義フェーズから請け負った実績を有すること。ただし、自社及び連結対象の関係会社への導入実績は含まない。

(2) サーバのホスティング業務の請負実績

過去5年以内に、官公庁のウェブサーバのホスティング業務を12か月以上（現在の契約を含む。）請け負った実績を有すること。

第15 その他

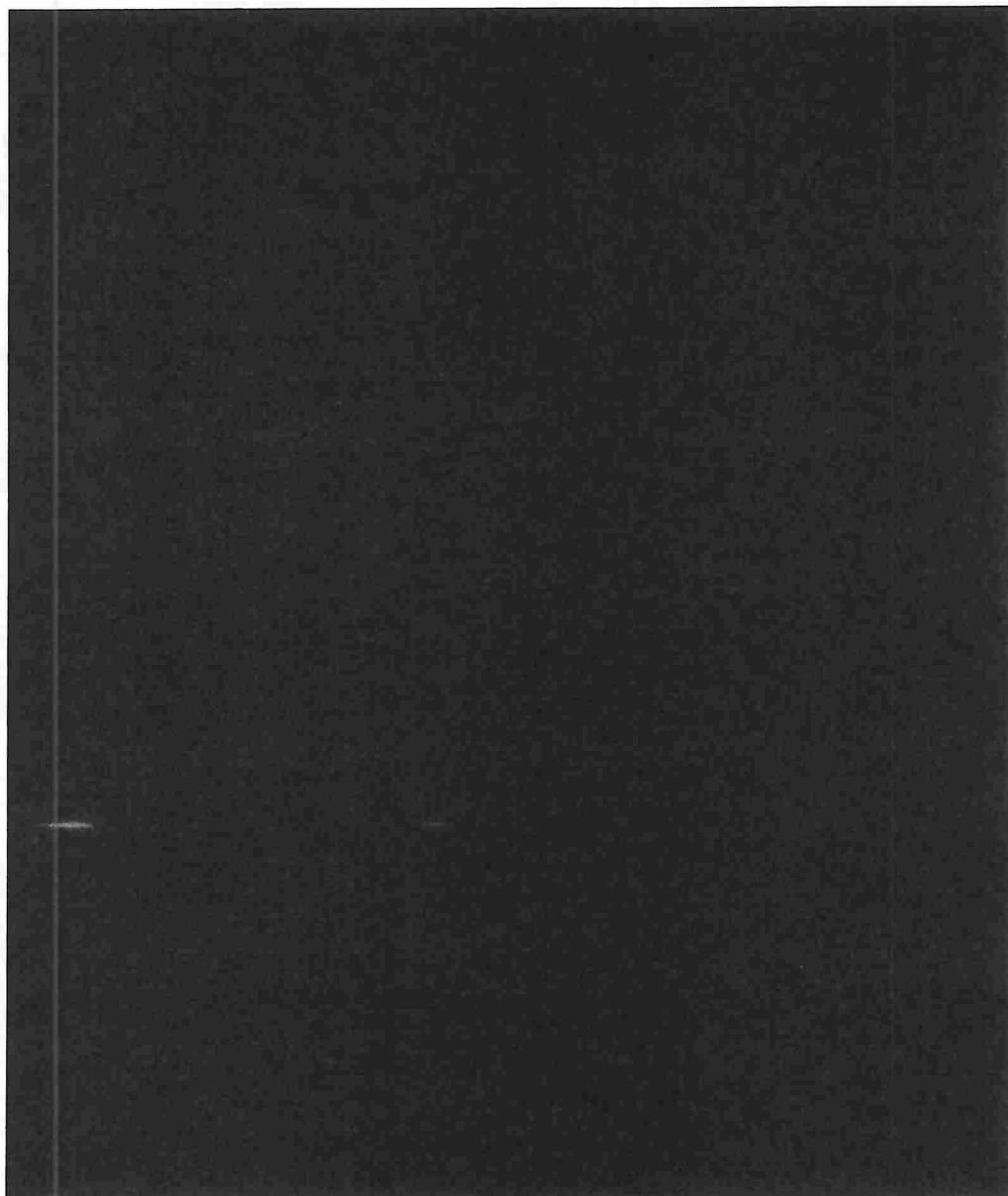
- 1 受注者は、定期的な問題の提示等、本システムの恒常的な改善に努め、本システムの改修が必要な場合は、改善、操作性、保守性及び費用対効果を十分に考慮した改修方法等（改修に要する工数を含む。）を提案すること。
- 2 受注者は、仕様に関して、解決困難な問題が発生した場合には、隨時、最高裁判所又は最高裁判所が指定する第三者からの照会に応じ、原因の切り分け及びその解決に協力すること。
- 3 受注者は、本作業に関連して、最高裁判所が質問に対する回答又は資料の提出等を求めた場合は、適切に応じること。
- 4 本作業に関連して受注者側に発生した旅費、通信費、雑費その他の費用は、受注者の負担とし、受注者は別途最高裁判所に対し請求しないものとする。
- 5 本作業に関連して、受注者が必要とする作業場所等は、本調達の性質上当然に最高裁判所が提

供すべき場合及び本仕様書に記載されている場合のほかは、受注者が用意するものとする。

- 6 受注者は、本作業終了時に、本作業の作業項目及び作業工程ごとの工数を示した作業実績報告書を提出すること。
- 7 受注者は、本作業等に関して問題が発生した場合には、その経緯、原因及び解決策等を最高裁判所に書面で報告すること。
- 8 本仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、最高裁判所と受注者との双方の協議により決定するものとする。

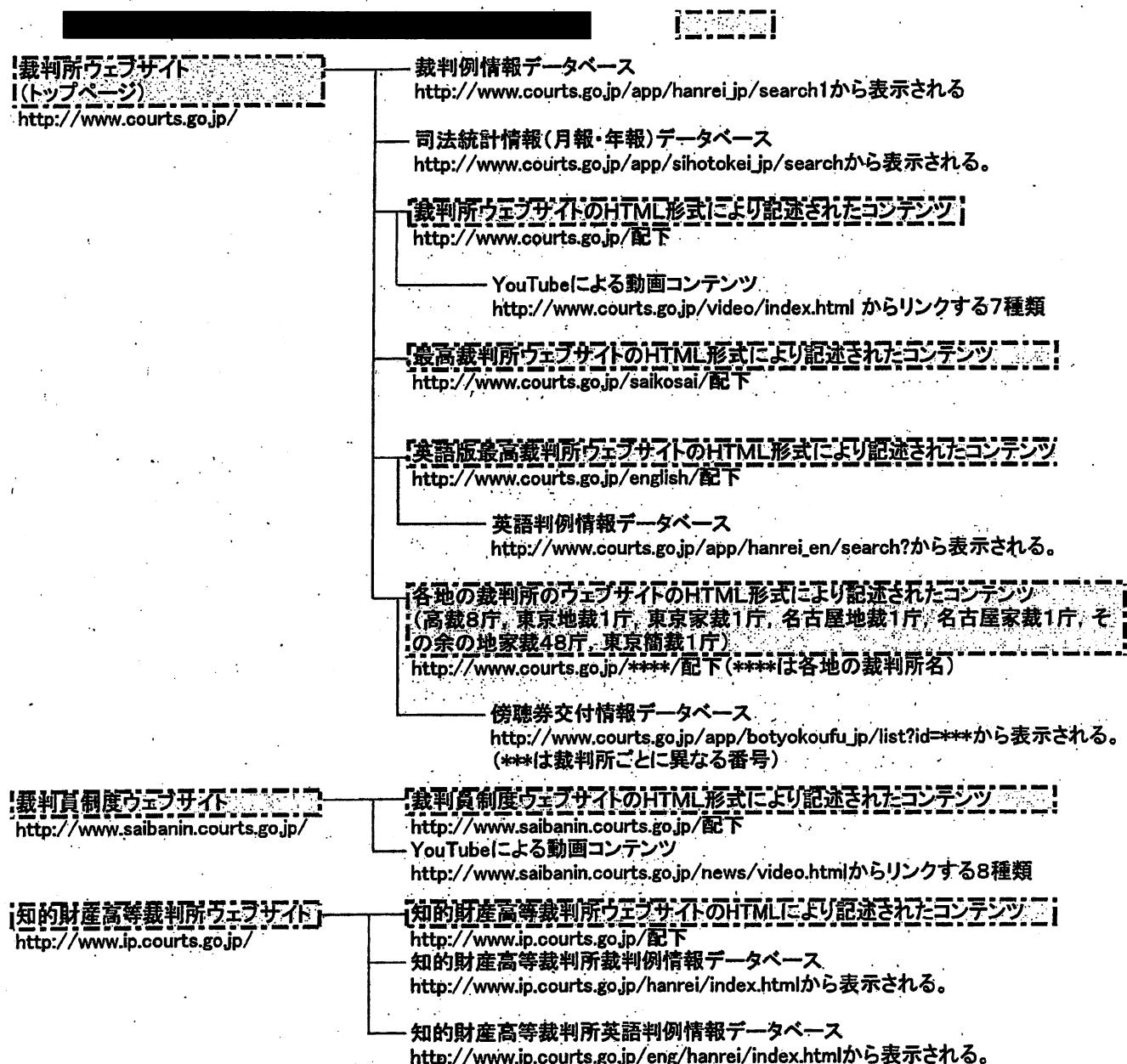
(別紙第1)

システム概要図



(別紙第2)

主要コンテンツ及びデータベースの概要図



※以下のコンテンツ等は本件の対象外である。

調達関連情報>入札情報(物品・役務)>物品・役務の入札参加資格の申請(統一資格審査申請・調達情報検索サイトへ)
<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>

調達関連情報>入札情報(物品・役務)>物品等の調達情報(統一資格審査申請・調達情報検索サイトへ)
<http://www.chotatujoho.go.jp/csjs/pr005/JohoInActionJP.do>

調達関連情報>入札情報(建設工事等)>電子調達システム(物品・役務及び建設工事等)
<https://www.geps.go.jp>

調達関連情報>入札情報(建設工事等)>公共工事等の入札・契約情報(入札情報サービスへ)
<http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm>

督促手続オンラインシステム

<http://www.tokuon.courts.go.jp/AA-G-1010.html>

最高裁判所>最高裁判所図書館>最高裁判所図書館蔵書検索システム

<http://www.opac8.com/user/courts/court.html>

採用案内>裁判所職員採用試験>インターネット申込受付サイト

<http://www-shiken.courts.go.jp>

(別紙第3)

リニューアルシステム開発業務

第1 企画・提案等

ウェブサイトリニューアルに関して、下記の要件を満たした必要な企画・提案を行うこと。また、リニューアル後のウェブサイトが円滑な運用を継続できるよう、必要な助言・提案を行うこと。

- 1 利用者がいつでも閲覧できるウェブサイト運用。
- 2 利用者にとって使いやすい、利用者の視点に立ったサイト内構造など、情報の検索性に優れたホームページの実現。
- 3 ユーザビリティ・アクセシビリティに配慮した、すべての人が使いやすいサイトの構築。
- 4 職員が容易にページ作成や管理等を行える [REDACTED] (以下、 [REDACTED] と いう。) の導入。
- 5 運用開始後の継続的な保守運用体制の実現。
- 6 基本計画の見直しなど、今後の裁判所の変化に柔軟に対応できる拡張性を備えたサイトの構築。
- 7 システムライフサイクルコストを抑えつつ、安定的な利用が可能なシステムの構築。

〈参考〉 トップページ月間PV数

	平成29年10月	平成29年11月	平成29年12月
裁判所ウェブサイト	408,614	366,855	380,686
裁判員制度ウェブサイト	32,197	33,811	25,381
知的財産高等裁判所ウェブサイト	16,727	15,167	14,830

第2 システム構築

受注者は、本システムの設計及び構築にあたっては、「システムライフサイクルコストが安価であること」、「安定的な利用が可能であること」を目的とし、最適な構成を提案すること。

受注者は、本システムを構成するサーバ装置、端末及び通信回線装置上で利用するソフトウェアを選定するに当たっては、納入時点でサポート期間が終了しているものを採用しないこと。また、本システムの運用保守期間までのサポートの提供継続の見込みも考慮して採否を検討すること。

なお、本システム構築にあたっては、基本設計書（サーバ等の基本設計書を含む。）、ネットワーク構成図及び詳細設計書を作成し、最高裁判所へ提出すること。

1 ハードウェア

[REDACTED] 及びバックアップ装置を含むすべての機器を最高裁判所庁舎内

に設置せず、ASP/SaaS方式とし、機器・ネットワーク回線等の維持管理等一切を受注者が行うものとする。なお、パブリッククラウドの利用も可とする。

パブリッククラウドを利用する場合には、受注者は、パブリッククラウドの事業者と最高位のパートナーシップ契約を締結していること。

- ・「別紙4 裁判所ウェブサイト平均リソース使用率」を参照するとともに、[REDACTED]
- [REDACTED]

[REDACTED]これら以外のソフトウェアを提案する場合、その採用について、最高裁判所の承認を受けること。

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- [REDACTED]
- ・本仕様書機能を問題なく実行するために必要十分な容量を確保すること。
- ・コンテンツの件数やサーバへのアクセス件数等が増加した場合等、必要に応じて適切な容量に変更可能であること。
- ・システムのバージョンアップや機能の追加等に対応できる拡張性をもたせること。
- ・サーバの冗長化等により、サーバダウン等トラブルが発生した場合でもサービス停止が生じないような措置を講じること。

- [REDACTED]
- [REDACTED]
- ・[REDACTED]や災害時などにおいて、[REDACTED]への緊急的なアップロードが手動で行えること。

- ・構築に当たっては十分なセキュリティ対策を講じること。
- ・リニューアル後のサイトも現在のドメイン名から変更のないようにすること。
- ・[REDACTED]は、最高裁判所の機器を使用すること。また、これらの設定変更は、本業務の対象外とする。
- ・原則として、機器等は「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」の基準に適合した仕様とすること。

2 データセンター（IDC）

（1）設備

- ・国内であること

- ・津波、高波、洪水、塩害、液状化等の影響が少ない立地環境であること。また地震による甚大な被害が発生しやすい地域を避けて建設されていること。
- ・IDC内における複数箇所の温度を監視して、適切な温度管理がなされていること。
- ・震度6強クラスの地震に耐える耐震構造、免震構造、制震構造を有していること。
- ・建築基準法の耐火建築基準（第2条第9号の2）に適合していること。
- ・漏水対策が施されていること。また避雷針等の落雷対策の設備を有すること。
- ・IDC周辺で津波、高潮、集中豪雨等の被害でも、IDCについては被害を受けない設備を有していること。
- ・電力会社からデータセンター建物への受電は、複数の経路が確保されていること。
- ・不具合や障害等による電源供給の停止・瞬断を防止可能とするため、複数台の無停電電源装置（CVCF、UPS）が設置されていること。
- ・非常用発電機の運転中であっても、無停止で安全に給油が可能な構造であること。また、災害時にも燃料が確保できる運用ルートが確保されていること。
- ・個別にUPS機器を準備することなく、IDC全体で非常用電源供給が行われること。
- ・専用区画用の分電盤が設置され、分電供給が可能であること。
- ・建物への通信設備の引き込みルートが異なるルートで冗長化されていること。
- ・以下の認証規格を取得していること。又は、これらと同等の情報セキュリティ管理体系、品質保証体系及び個人情報保護体制を確立していること。

ア ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

クラウドサービスを利用する場合は、ISO27017/27018（クラウドサービスセキュリティ）もしくはSOC2 Type2

イ ISO/IEC20000-1（ITサービスマネジメントシステム）またはITILエキスパート資格を有するものを運用担当者に含めること。

(2) 機能・運用

- ・月間1000万PV以上のウェブサイトの機器利用に係る役務の提供実績を有すること。
- ・各サーバのバックアップデータを取得すること。
- ・IDC内の [REDACTED] (共有可)
- ・[REDACTED]
- ・[REDACTED]

(3) セキュリティ環境

- ・建物の所在地は、一般に公表・公開されていないこと。
- ・施設内の監視部署（防災センター等）や外部監視センターにより、24時間365日監視されていること。
- ・ラック等で死角が発生しないように監視カメラ等を設置し、室内全体や出入口、専用区画を24時間365日監視、記録、保管すること。
- ・24時間365日、IDCの職員または警備員による対面の入退者確認を行うこと。

3 ネットワーク

- ・災害時等緊急の場合を除き、基本的に■へのアクセスについては、特定のグローバルIPアドレスのみを許可する等、第三者からのウェブサイトの改ざん等を防止し、安全性に考慮して運用できること。
- ・インターネット接続回線については、■
■とすること。■の場合は、帯域不足については常時帯域を監視し、適宜増速検討をする体制を整えること。冗長化により可用性が確保されていること。

4 職員端末環境

-
-
-
-

第3 グローバルIPアドレスの取得

本仕様内容を実現するためのグローバルIPアドレスの取得は受注者の負担において行うこと。なお、裁判所ドメインを管理するDNSサーバにグローバルIPアドレスを登録する作業については本件業務には含まない。

第4 ■の導入

-
-
-
-

第5 アクセシビリティ対応

- 1 JIS X 8341-3:2016の適合レベル「AA」に準拠したウェブコンテンツを作成することを原則とし、提案時には適合レベル「AA」準拠達成可能な根拠や実績を必須とする。
また、ブラウザの拡張機能（プラグイン等）を必要とするコンテンツ（PDFファイル、動画ファイル等）は対象外とする。ただし、ブラウザの拡張機能を利用しないという意味ではなく、あくまでもアクセシビリティの対象範囲を示すものである。
- 2 アクセシビリティの評価については、総務省より配布されたアクセシビリティ評価ツール（miChecker）を用いた試験を行うこと。試験の実施においては、ツールによる判定だけでなく、ウェブアクセシビリティの有識者による判断を行うこと。また、ウェブサイト公開後、同試験結果の公開が行えるよう必要な準備をすること。なお、試験の対象は、JIS X 8341-3:2016附属書JB及びウェブアクセシビリティ基盤委員会試験実施ガイド

ラインの求める「d) ウェブページ一式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合」の方法により選択した40ページ以上とし、対象範囲については最高裁判所と協議の上決定すること。

また、全ページにおいて「実装チェックリスト」や「達成基準チェックリスト」の作成を行うこと。

- 3 最高裁判所がウェブアクセシビリティ方針を策定するために必要な支援をすること。
- 4 リニューアル時のサイト構成、デザイン等に適用するガイドラインを策定すること。
- 5 ウェブアクセシビリティに関する新たな日本工業規格が公示された場合も同様の対応をすること。

第6 セキュリティ対策

- 1 [REDACTED]
- 2 [REDACTED]
- 3 [REDACTED]
- 4 [REDACTED]
- 5 [REDACTED]
- 6 [REDACTED]
- 7 [REDACTED]
- 8 [REDACTED]

第7 サイト構造設計

現行ウェブサイトの課題を勘案し、利用者にとっての使いやすさを最優先として、サイト構造設計を行うこと。パソコン向けコンテンツだけではなく、スマートフォン向けコンテンツのサイト構造設計も含めること。

- 1 現行ウェブサイトの課題やリニューアルの基本方針を示し、受注者が今までの構築経験から最適と思われるサイト設計を行うこと。
- 2 目的とするコンテンツに原則3クリック、最大5クリック程度でたどり着く階層構造とすること。
- 3 トップページに、新着情報・重要なお知らせ等を表示できること。また、レコメンド機能など閲覧者にとって便利な機能を提案すること。
- 4 主要な情報以外も、トップページやメニューページ、末端ページから複数の導線でアクセスできるように配慮して設計すること。
- 5 PC版及びスマートフォン版のサイト設計を行うこと。
- 6 インデックスページなど新ウェブサイトで必要なページやメニュー等を新規作成すること。
- 7 最終的なサイト構造、コンテンツファイル名、タイトル名、担当部署などの一覧情報は最高裁判所にて決定するが、デザインやサイト構造、不足していると思われるコンテンツ等について、最高裁判所に最適と思われるアドバイスを行うこと。
- 8 受注者は、サイト構造設計書を作成し、最高裁判所に提出すること。

第8 デザイン

デザインの基本方針は以下のとおりとし、現行ウェブサイトの課題、リニューアルの目的及び内閣官房IT総合戦略室「Webサイトガイド」の趣旨等を勘案し、トップページのデザイン案を複数作成し、最高裁判所が選択することができるようすること。また、トップページのデザイン案に併せて、中間ページ・詳細ページのデザイン案も作成すること。

- 1 ウェブサイトのデザインについては、アクセシビリティ、ユーザビリティ等を考慮すること。

- 2 ウェブサイトとして、標準化・統一化されたデザインとすること。ただし、一部のコンテンツ（裁判員制度ウェブサイト、知財高裁ウェブサイト、裁判所職員採用試験ページ等）については、異なるデザインで表示することができる。
- 3 国民にとってわかりやすく、親しみやすいデザイン、表現をすること。
- 4 デザインを作成するうえで必要な画像、イラスト、アイコン等はすべて受注者が用意すること。ただし、最高裁判所が持っている写真等も活用できるものとする。イラストについては、必要に応じオリジナルデザインを作成すること。なお、画像やイラストについては、政府標準利用規約に則り第三者の利用や転載を許容することを想定しているため、必要な権利処理を行うこと。
- 5 トップページは、現状掲載しているメニュー（指定ページへのリンク）を踏襲することを前提しているが、構成を再考したり、新たに最高裁判所が指定するメニューを設置することも想定している。メニューについては、閲覧者が求める情報まで快適にたどりつける構成を提案し、最高裁判所と協議の上、追加・変更すること。
- 6 システム稼働後、トップページの画像の変更等の軽微な修正の時は、サイト管理者の操作による変更がされること。
- 7 テンプレートデザインの詳細は協議の上決定し、管理可能なテンプレート数に上限がないこと。
- 8 その他、裁判所の手続案内ページやジャンルごとのインデックスページなど、受注者の専門的見地から効果的な裁判所のPR方法がある場合は、提案書に明記すること。
- 9 生成後のページは、以下の各ブラウザでレイアウトが崩れないようにすること。
 - ・パソコン向けコンテンツ
Internet Explorer11 以降、Microsoft Edge, Firefox, Safari, GoogleChrome (平成31年4月1日時点での最新版)
 - ・スマートフォン向けコンテンツ
iOS及びAndroidの標準ブラウザ (平成31年4月1日時点での最新版)
- 10 トップページを除く全てのページを対象として、わかりやすいナビゲーションを表示すること。表示しているページが、サイト内においてどの階層なのかが容易にわかるような「パンくずナビ」とすること。
- 11 全体的なナビゲーション（いわゆるグローバルナビゲーション）機能を有すること。サイト全体として、トップページのデザインに対応した共通のナビゲーションを表示すること。
- 12 同階層の一覧を表示する等、階層ごとの補完的なナビゲーション機能（いわゆるローカルナビゲーション等）を有すること。
- 13 閲覧者が画面を適切に印刷できること。印刷時に画面が切れる、メニューや階層構造等の重要でない部分が必要以上に大きく表示される等、不適切な印刷とならないよう調整すること。

第9 テンプレート作成

「第8 デザイン」にて作成したデザインに基づき、コンテンツ作成・編集等を行うためのテンプレート設計、開発を行うこと。テンプレートは、最高裁判所と協議の上、複数作成すること。なお、テンプレート開発においては、JIS X 8341-3:2016 の適合レベル「AA」に準拠したテンプレートを作成することを原則とする。ただし、現行データの仕様等の理由で、一部コンテンツを除外する場合がある。

- 1 納品後にサイト管理者や他の業者がコンテンツ領域の追加削除や配置変更等容易に行えるテンプレートであること。納品後に担当者や他の業者が新たにテンプレートを作成できること。
- 2 テンプレート数の上限は設けないこと。テンプレートを形成する個々の入力部分（パート）がそれぞれJIS規格に対応できており、各々のパートを組み合わせてさまざまなテンプレートを柔軟に作成できること。
- 3 カテゴリごとに使用可能なテンプレートを選択できること。

第10 移行

- 1 移行前提条件
 - ・移行作業開始時に公開されているコンテンツ及び■で管理している情報は全て移行対象とし、移行後は、後記の移行ルールを踏まえて不要なページを削除するなどのデータ整理を行うこと。
 - ・移行する際には、音声読み上げに配慮し、JIS X 8341-3:2016適合レベル「AA」準拠に伴うデータクリーニングを行うこと。
- 2 移行方針作成
 - ・最高裁判所と協議のうえ、現行ウェブサイトからのデータ移行方針を作成すること。移行対象ページは適合レベル「AA」に準拠、公開時には試験結果の公開を必ず行うこと。企画提案書に準拠するための移行方法、ノウハウ、実績など詳細を記載し提示すること。
 - ・目次ページの作成や、見出しなどの構造設定やコンテンツの整形など、職員におけるページ作成の手間を極力省くよう配慮すること。また、データの移行スケジュールは明確にし、あらかじめ最高裁判所と調整の上行うものとする。
 - ・既存コンテンツはhtmlと画像などの静的なデータ、メディアを使用して提供する。
 - ・PDFなど添付ファイルについても移行すること。
- 3 移行スケジュール作成
 - ・移行時に行う修正作業や注意点等を示し、職員との打ち合わせを段階的にする等、職員の負担を抑えた移行作業スケジュールを提出すること。
 - ・受注者と最高裁判所の作業及び確認事項などの範囲を明確に示すこと。

4 移行ルール作成

- ・受注者は、既存ページを移行する際のルール（マークアップ、レイアウト、リダイレクト設定、表記等に関するもの）を作成すること。
- ・浮遊ファイルやアクセス数の少ないページ、古い情報が記載されたページ等を移行対象としないなど、ページ数を削減するための提案を行うこと。

5 移行作業

- ・公開中及び非公開とされているページを、リニューアル後のサイト構成に合わせて漏れなく移行すること。
- ・移行した全ページをアクセシビリティガイドラインに基づき修正すること。
- ・テーブルレイアウトや不要タグの削除、元ページからの画像及び添付ファイルの貼り付け、リンク設定（URL）の継承が行えること。

6 確認作業

- ・移行ルールに従ってデータ移行がされていることを確認すること。
- ・移行対象ページがもれなく移行されているか、レイアウトのずれや画像・添付ファイルの継承等を含め確認して作業報告書を提出すること。

第11 プログラムソースの提出

受注者は、作成したプログラムソースを最高裁判所に提出し、その承諾を得ること。

第12 アプリケーション開発及び運用（「別紙第6 アプリケーション開発」を参照。）

- 1 傍聴券交付情報登録／検索システム
- 2 判例登録／検索システム（裁判所ウェブサイト）
- 3 判例登録／検索システム（知的財産高等裁判所ウェブサイト）
- 4 英語判例登録／検索システム（裁判所ウェブサイト）
- 5 英語判例登録／検索システム（知的財産高等裁判所ウェブサイト）
- 6 司法統計情報登録／検索システム

第13 ガイドライン、マニュアル作成

1 ウェブサイト作成ガイドライン

裁判所ウェブサイト等を作成する際に必要となる知識、注意すべき事柄を説明するためのガイドラインを作成すること。

2 マニュアルの作成

■の操作方法について「操作マニュアル」を作成すること。なお、特別な知識を持たない一般職員でも、内容を見ただけで操作ができるよう、独自にキャプチャ画像を表示し、わかりやすい表現で記述された操作マニュアルを作成・提供すること。

第14 操作研修

システム管理者（広報課），各所属部署ウェブサイト担当者を対象にシステムの運営・操作等が実施できる知識と能力を身につけさせるため，操作研修を実施すること。なお，研修に代わる動画等を提出することも可とする。

- ・システム管理者（広報課） 5名 1日×1回
- ・各部署■担当者 50名程度，3時間程度とし，1回実施（実施時期は最高裁判所と協議の上決定する。）
- ・アクセシビリティ研修 50名程度，2時間程度とし，1回実施（実施時期は最高裁判所と協議の上決定する。）
- ・各地の裁判所のウェブサイト担当者には，各研修を録画したもの配布することを想定している。
- ・研修の講師はすべて受注者が担当すること。
- ・操作研修用サーバー環境は受注者が用意すること。
- ・研修会場及びPC，机，椅子，プロジェクター，スクリーンは最高裁判所で用意する。
- ・研修で必要な資料（操作マニュアル）は受注者が電子媒体を1部，紙媒体を研修受講者の部数用意すること。

第15 プロジェクト管理

1 プロジェクト計画書

受注者は契約締結後，本業務における目標，作業項目と役割分担，スケジュール，導入体制及びプロジェクト管理方法等を記した「プロジェクト計画書」を作成し，提出すること。

2 会議の開催

進捗報告会議を月2回程度のペースで行うこと。

3 会議録

進捗報告会議等の打ち合わせを実施するごとに，会議録を作成し提出すること。

第16 動作テスト及びペネトレーションテスト

1 納入前のセキュリティチェックの実施

納入前に動作テスト及びペネトレーションテストを実施し，テスト結果報告書を最高裁判所へ提出すること。セキュリティの脆弱性が発見された場合は最高裁判所と協議の上，対応すること。

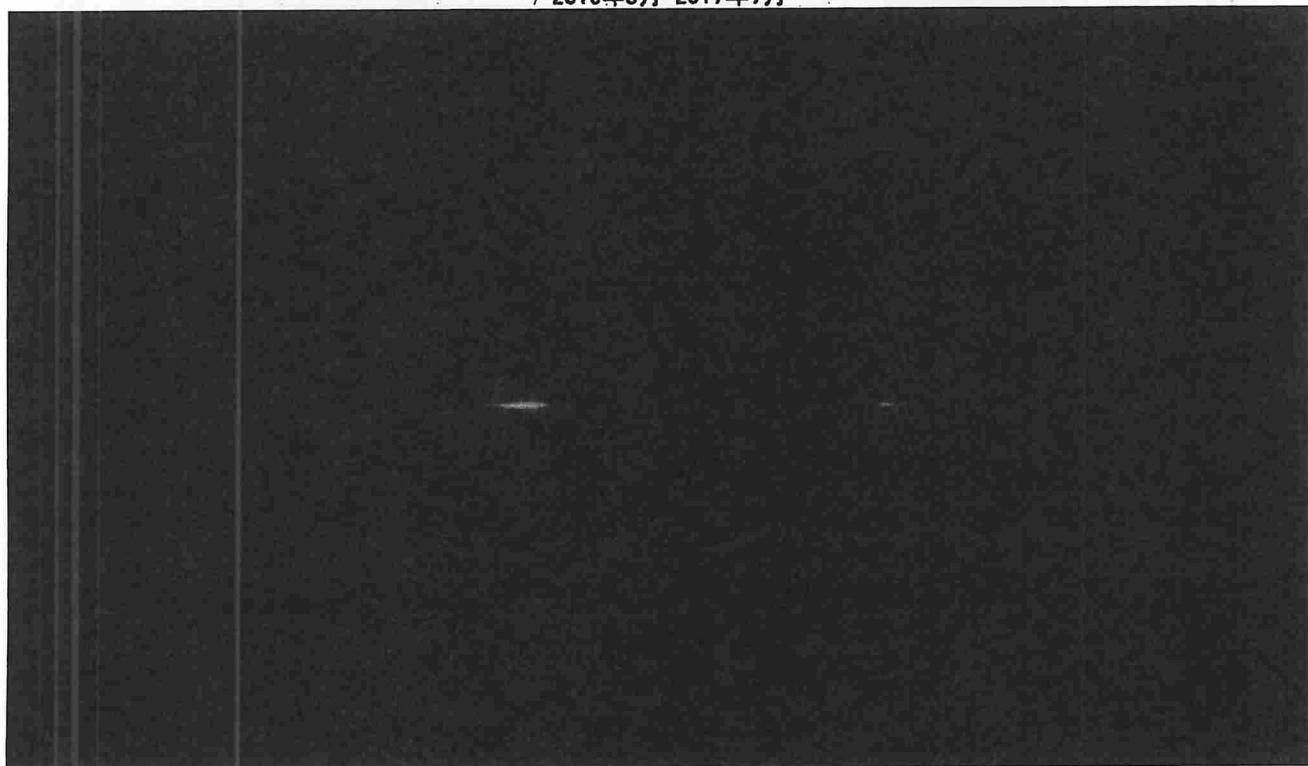
2 セキュリティ診断の受入れ

納入後に，ペネトレーションテスト等，最高裁判所が実施する外部機関のセキュリティ診断（コンテンツ部分，サーバ部分の両面）の受入れを条件とし，セキュリティの脆弱性が発見された場合は，最高裁判所と協議の上，無償対応すること。

(別紙第4)

裁判所ウェブサイト 平均リソース使用率等

2016年8月-2017年7月



機能要件一覧

(別紙第5)

機能要件一覧

機能 詳細 No.	分類	要件の概要	要件機能詳細

機能要件一覧

機能要件一覧

機能 詳細 No.	分類	要件の概要	要件機能詳細

機能要件一覧

機能要件一覧

機能 詳細 No.	分類	要件の概要	要件機能群組

アプリケーション開発

1 アプリケーション開発については、セキュアプログラミングのスキルが必要とされるため、セキュアプログラミングの専門知識を前提として以下の仕様を含む画面・DBを作成し、利用者検索及び検索結果の画面を表示できる機能を実装すること。また、各アプリケーションは現行の機能・操作性（画面）を踏襲することを想定しているが、本紙に記載した内容に関わらず、合理的なアプリケーション構成、操作性の向上を図る機能等があれば提案すること。

なお、各アプリケーションにおける「チェックボックス」及び「プルダウン」で表示する項目については現行のものを踏襲する想定であるが、項目を追加する場合は最高裁判所と協議の上決定するものとする。

2 アプリケーションの概要（登録・更新・削除・検索機能）

（1）傍聴券交付情報登録／検索システム

ア 傍聴券交付情報登録／検索システムは、裁判所ウェブサイトから各地の裁判所の傍聴券交付に関する情報を国民に向けて情報提供を行うものである。

イ

ウ

（ア）

（イ）

（ウ）

（エ）

エ

（ア）

（イ）

a

b

オ
力



キ



ク 検索機能

- (ア) 登録した傍聴券交付情報は、裁判所ウェブサイト内の傍聴券交付情報ページにおいて裁判所名を選択することで、該当の裁判所の情報を閲覧することができるようとする。
- (イ) 閲覧項目は以下のとおりとする。
- 裁判所名（裁判所名、支部名、部名）
 - 日時・場所（交付期日、時間、集合場所）
 - 事件名（事件名、事件番号）
 - 備考（抽選に関する情報等）
- (ウ) 検索した結果、閲覧対象が存在しない場合には、「該当する傍聴券交付情報がありませんでした。」と記載された画面を表示させる。
- (2) 判例登録／検索システム（裁判所ウェブサイト）
- ア 裁判所ウェブサイトの判例登録／検索システムは、以下の6つの判例集から構成されており、それぞれの判例集における登録／検索方法はイないしきに示す内容とする。
- (ア) 最高裁判所判例集
 - (イ) 高等裁判所判例集
 - (ウ) 下級裁判所裁判例速報
 - (エ) 行政事件裁判例集
 - (オ) 労働事件裁判例集
 - (カ) 知的財産裁判例集

イ



ウ



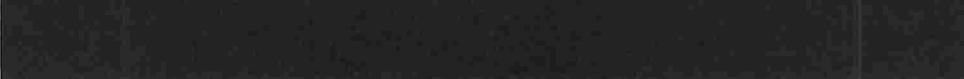
(ア)

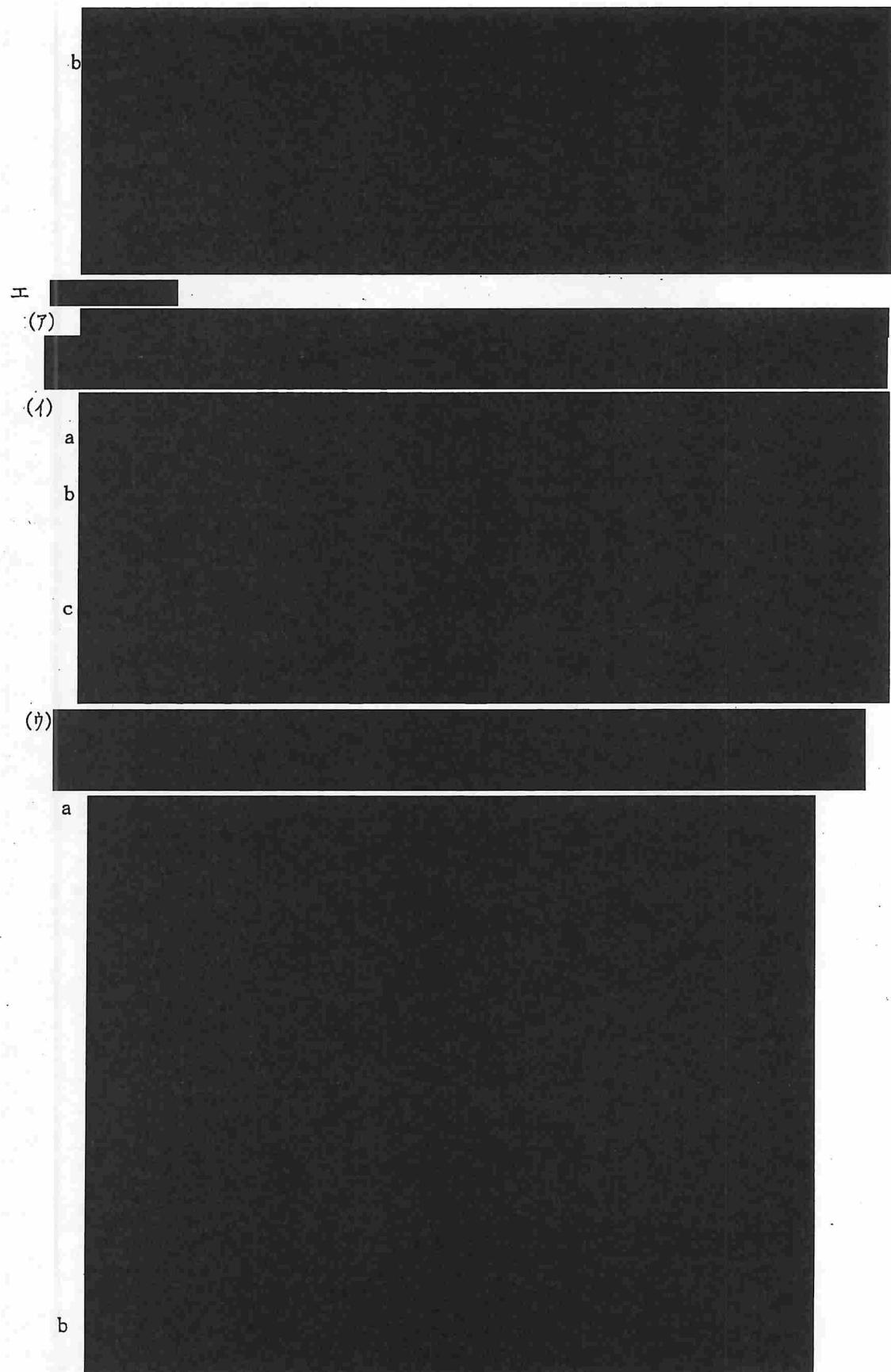


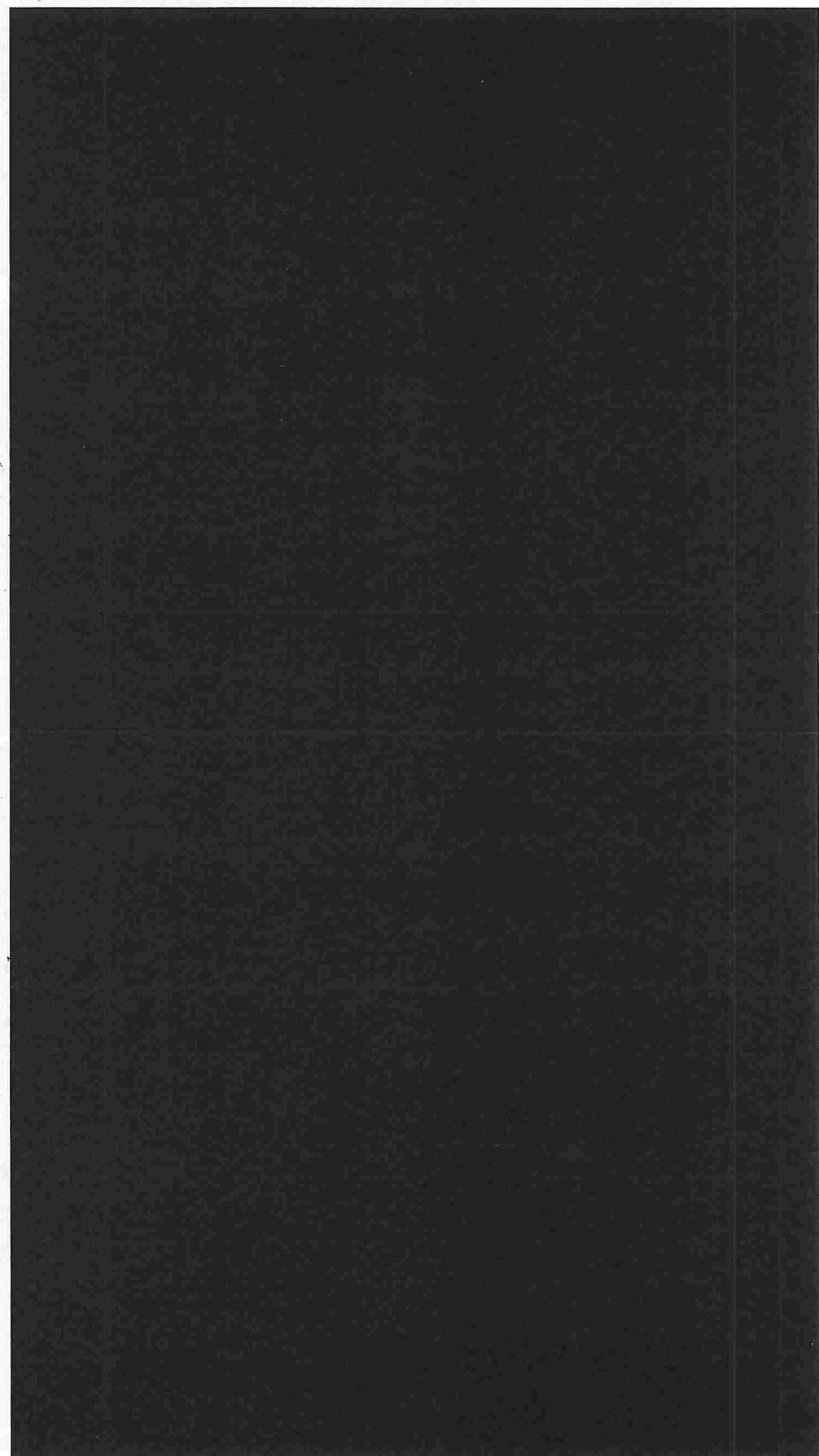
(イ)

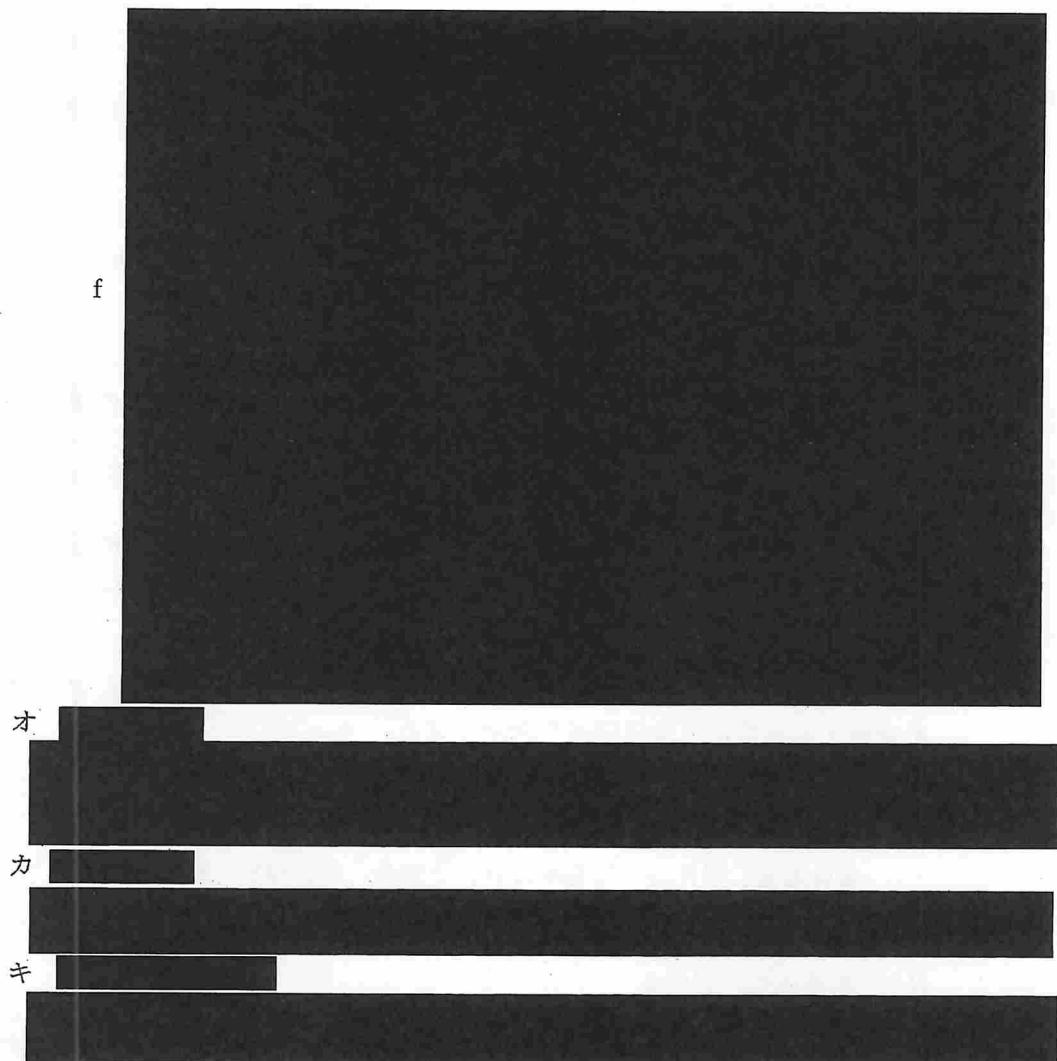


a









ク 検索機能

(ア) 判例検索機能

ア(ア)ないし(カ)の判例種別での検索及び6つの判例集を横断的に検索する統合検索機能を持たせる。

(イ) 検索結果一覧表示機能

a 検索した結果、検索対象が存在する場合には10件ずつの検索結果一覧表示画面を表示させる。結果一覧は「裁判年月日降順」、「裁判年月日昇順」及び「裁判所建制順」での並び替えを可能とする。

b 一覧画面表示項目

検索結果一覧表示画面にて表示される項目は以下のとおりとする。

(a) 最高裁判所判例集

判例種別、事件番号、事件名、裁判年月日、法廷名、裁判種別、結果、原審裁判所名

(b) 高等裁判所判例集

判例種別、事件番号、事件名、裁判年月日、裁判所名、支部名、結果、原審裁判所名

(c) 下級裁判所裁判例速報

判例種別、事件番号、事件名、裁判年月日、裁判所名、支部名、結果

- (d) 行政事件裁判例集
判例種別、事件番号、事件名、裁判年月日、裁判所名、事件種別
- (e) 労働事件裁判例集
判例種別、事件番号、事件名、裁判年月日、裁判所名
- (f) 知的財産裁判例集
判例種別、事件番号、事件名、権利種別、訴訟類型、裁判年月日、裁判所名
- (g) 統合検索

検索により絞り込んだ(a)ないし(f)の各項目を表示させる。

なお、複数の判例種別（例えば、最高裁判所判例集と労働事件裁判例集、下級裁判所裁判例速報と行政事件裁判例集など）で登録されている判例について、該当する複数の判例種別を表示させるとともに、事件番号、事件名、裁判年月日及び裁判所名を表示させる。

- c 検索した結果、検索対象が存在しない場合には、検索結果一覧表示画面を表示させず、「該当する裁判例がありませんでした。」と記載された画面を表示させる。

(ウ) 検索結果詳細機能

- a 検索結果一覧画面にて判例の判例種別をクリックすると、判例の詳細項目を表示する検索結果詳細画面を表示させる。

b 詳細画面表示項目

検索結果詳細表示画面にて表示される項目は以下のとおりとする。

(a) 最高裁判所判例集

事件番号、事件名、裁判年月日、法廷名、裁判種別、結果、判例集等巻・号・頁、原審裁判所名、原審事件番号、原審裁判年月日、判示事項、裁判要旨、参照法条、全文・別紙へのリンク

(b) 高等裁判所判例集

事件番号、事件名、裁判年月日、裁判所名・部（支部名を含む。）、結果、高裁判例集登載巻・号・頁、原審裁判所名、原審事件番号、判示事項、裁判要旨、全文・別紙へのリンク

(c) 下級裁判所裁判例速報

事件番号、事件名、裁判年月日、裁判所名・部（支部名を含む。）、結果、原審裁判所名、原審事件番号、原審結果、判示事項の要旨、全文・別紙へのリンク

(d) 行政事件裁判例集

事件番号、事件名、裁判年月日、裁判所名、分野、判示事項、裁判要旨、全文・別紙へのリンク

(e) 労働事件裁判例集

事件番号、事件名、裁判年月日、裁判所名、分野、全文・別紙へのリンク

(f) 知的財産裁判例集

事件番号、事件名、裁判年月日、裁判所名、権利種別、訴訟類型、全文・別紙へのリンク

(エ) 最近の判例検索機能

最高裁判所判例集、下級裁判所裁判例速報及び知的財産裁判例集においては「最近の裁判例」をクリックすることにより、直近の裁判例の検索が可能になるようになる。

「最近」の範囲は以下のとおりとする。

- a 最高裁判所判例集、下級裁判所裁判例速報：直近3か月
- b 知的財産裁判例集：直近1か月

(オ) 検索項目

ア(ア)ないし(カ)の判例種別及び統合検索での検索項目は以下のとおりとする。

a 最高裁判所判例集

事件番号：元号と事件符号はプルダウンにて選択

判例集 卷・号・頁：手入力

裁判集 号・頁：手入力

民刑区分：チェックボックス

裁判年月日：期日指定又は期間指定。年号のみプルダウンにて選択

法廷名：チェックボックス

裁判種別：チェックボックス

事件名：手入力（複数入力を可能にする。）

結果：チェックボックス

原審裁判所名：裁判所種別のみプルダウン。裁判所名と支部名は手入力

原審裁判年月日：期日指定又は期間指定。年号のみプルダウンにて選択。

参照法条：手入力（複数入力を可能にする。）

全文：手入力（3つのキーワードの論理和を3列の論理積で検索）

b 高等裁判所判例集

裁判所名：裁判所名及び支部名をプルダウンにて選択

事件番号：元号と事件符号はプルダウンにて選択

高裁判例集登載 卷・号・頁：手入力

裁判年月日：期日指定又は期間指定。年号のみプルダウンにて選択

事件名：手入力（複数入力を可能にする。）

全文：手入力（3つのキーワードの論理和を3列の論理積で検索）

c 下級裁判所裁判例速報

裁判所名：裁判所種別のみプルダウン。裁判所名と支部名は手入力

事件番号：元号と事件符号はプルダウンにて選択

裁判年月日：期日指定又は期間指定。年号のみプルダウンにて選択

全文：手入力（3つのキーワードの論理和を3列の論理積で検索）

d 行政事件裁判例集

裁判所名：裁判所種別のみプルダウン。裁判所名と支部名は手入力

事件番号：元号と事件符号はプルダウンにて選択

裁判年月日：期日指定又は期間指定。年号のみプルダウンにて選択

事件名：手入力（複数入力を可能にする。）

事件種別：チェックボックス

全文：手入力（3つのキーワードの論理和を3列の論理積で検索）

e 労働事件裁判例集

裁判所名：裁判所種別のみプルダウン。裁判所名と支部名は手入力

事件番号：元号と事件符号はプルダウンにて選択

裁判年月日：期日指定又は期間指定。年号のみプルダウンにて選択

事件名：手入力（複数入力を可能にする。）

全文：手入力（3つのキーワードの論理和を3列の論理積で検索）

f 知的財産裁判例集

裁判所名：裁判所種別のみプルダウン。裁判所名と支部名は手入力

事件番号：元号と事件符号はプルダウンにて選択

裁判年月日：期日指定又は期間指定。年号のみプルダウンにて選択

権利種別：チェックボックス

訴訟類型：チェックボックス

全文：手入力（3つのキーワードの論理和を3列の論理積で検索）

g 統合検索

裁判所名：裁判所種別のみプルダウン。裁判所名と支部名は手入力

事件番号：元号と事件符号はプルダウンにて選択

裁判年月日：期日指定又は期間指定。年号のみプルダウンにて選択

全文：手入力（3つのキーワードの論理和を3列の論理積で検索）

（3）判例登録／検索システム（知的財産高等裁判所ウェブサイト）

ア 知的財産高等裁判所ウェブサイトの判例登録／検索システムは、裁判所ウェブサイトの知的財産裁判例集にさらに詳細な情報が追加されたシステムである。

イ 判例情報登録

（ア）

（イ）

ウ 検索機能

(ア) 最近の判例検索機能

「最近の審決取消訴訟」又は「最近の侵害訴訟等控訴事件」をクリックすることにより、直近6か月の裁判例を検索することができるようになる。

(イ) 知的財産高等裁判所ウェブサイトにおける検索項目は以下のとおりとする。

a 特定検索

事件番号：元号と事件符号はプルダウンにて選択

原審裁判所名：裁判所種別のみプルダウン。裁判所名と支部名は手入力

原審事件番号：元号と事件符号はプルダウンにて選択

b 詳細検索

裁判年月日：期日指定又は期間指定。年号のみプルダウンにて選択

判決結果：プルダウンにて選択

事件種別：チェックボックス

事件種類（審決）：プルダウンにて選択

権利種別：チェックボックス

上告提起等の有無：チェックボックス

上告審の結果：プルダウンにて選択

キーワード検索：手入力（3つのキーワードの論理和を3列の論理積で検索）

(ウ) 検索結果一覧表示画面

a 検索結果一覧表示画面にて表示される項目は以下のとおりとする。

事件番号、事件種類、原審裁判所名、原審支部名、原審事件番号、裁判年月日、裁判種別、部名、権利種別、発明等の名称等、主な争点

b 検索した結果、検索対象が存在しない場合には、検索結果一覧表示画面を表示させず、「該当する裁判例がありませんでした。」と記載された画面を表示させる。

(エ) 検索結果詳細画面にて表示される項目は以下のとおりとする。

事件種別、権利種別、事件種類、発明等の名称等、事件番号、部名、裁判年月日、判決結果、原審裁判所名、原審事件番号、当事者、主な争点、要旨、全文、上告提起等の有無、上告審の結果

エ

(4) 英語判例登録／検索システム（裁判所ウェブサイト）

ア 裁判所ウェブサイトの英語裁判例登録／検索システムは、英訳された最高裁判所裁判例を検索するためのシステムである。

イ 判例情報登録



ウ 検索機能

(7) 判例検索機能

- a. 登録した情報を検索する機能を持たせる。
- b. 検索項目は以下のとおりとする。

Recent Judgment : チェックボックス

Date of the judgment : 年月日を手入力（期日指定検索、期間指定検索）

Case Number : 事件符号のみプルダウンにて選択。その他は手入力

Bench : 大法廷とその他をチェックボックスで選択

Key Word : 手入力

Original Court : 裁判所種別のみプルダウンにて選択。その他は手入力

(8) 検索結果一覧表示機能

- a. 検索した結果、検索対象が存在する場合には検索結果一覧表示画面を表示させる。

検索結果表示数を 10 件、20 件、30 件、50 件及び 100 件から選択できるようにし、結果一覧は「by Date Of The Judgment in late order (裁判年月日降順)」、「by Date Of The Judgment in early order (裁判年月日昇順)」、「by title in descending order (タイトル降順)」及び「by title in ascending order (タイトル昇順)」での並び替えを可能とする。

- b. 検索結果一覧表示画面にて表示される項目は以下のとおりとする。また、表示方法として、検索された検索対象事件の URL のみを一覧で表示することも可能とする。

Case Number

Date of the judgment

Title

URL : クリックすると全文データ (HTML) が表示されるようにする。

- c. 検索した結果、検索対象が存在しない場合には、検索結果一覧表示画面を表示させず、「No record hit. (「該当する裁判例がない。」の意)」と記載された画面を表示させる。

エ

(5) 英語判例登録／検索システム（知的財産高等裁判所ウェブサイト）

- ア 知的財産高等裁判所ウェブサイトの英語判例登録／検索システムは、同ウェブサイトの英語ページから国外に向けて情報提供を行うものである。

イ 判例情報登録

ウ 検索機能

(7) 判例検索機能

イで登録した判例情報を検索する機能を構築すること。なお、検索項目は以下のとおりとする。

Court : プルダウンにて選択

Case Number : Code (事件符号) のみプルダウンにて選択。Year と Number は手入力 (西暦)

Date of the Judgment : 手入力。期日指定又は期間指定 (西暦)。

Type of Litigation : チェックボックス

Type of Right : チェックボックス

Key Word : 手入力

(4) 検索結果一覧表示機能

a 検索した結果、検索対象が存在する場合には10件ずつの検索結果一覧表示画面を表示させる。結果一覧は「Date of the Judgment Descending order (裁判年月日降順)」、「Date of the Judgment Ascending order (裁判年月日昇順)」での並び替えを可能とする。

b 検索結果一覧画面にて表示される項目は以下のとおりとする。

Court

Case Number

Date of the Judgment

Type of Litigation

Type of Right

要旨 PDFへのリンク；クリックすると要旨 PDF が表示されるようとする。

c 検索結果一覧にて登録情報は全て表示されるので、検索結果詳細画面の構築は不要である。

d 検索した結果、検索対象が存在しない場合には、検索結果一覧表示画面を表示せず、「No record hit. (「該当する裁判例がない。」の意)」と記載された画面を表示させる。

エ

(6) 司法統計情報登録／検索システム

ア 司法統計情報登録／検索システムは、司法に関する統計情報を民事・行政事件編／刑事事件編／家事事件編／少年事件編の分野ごとにまとめて情報提供を行うものである。

イ

ウ

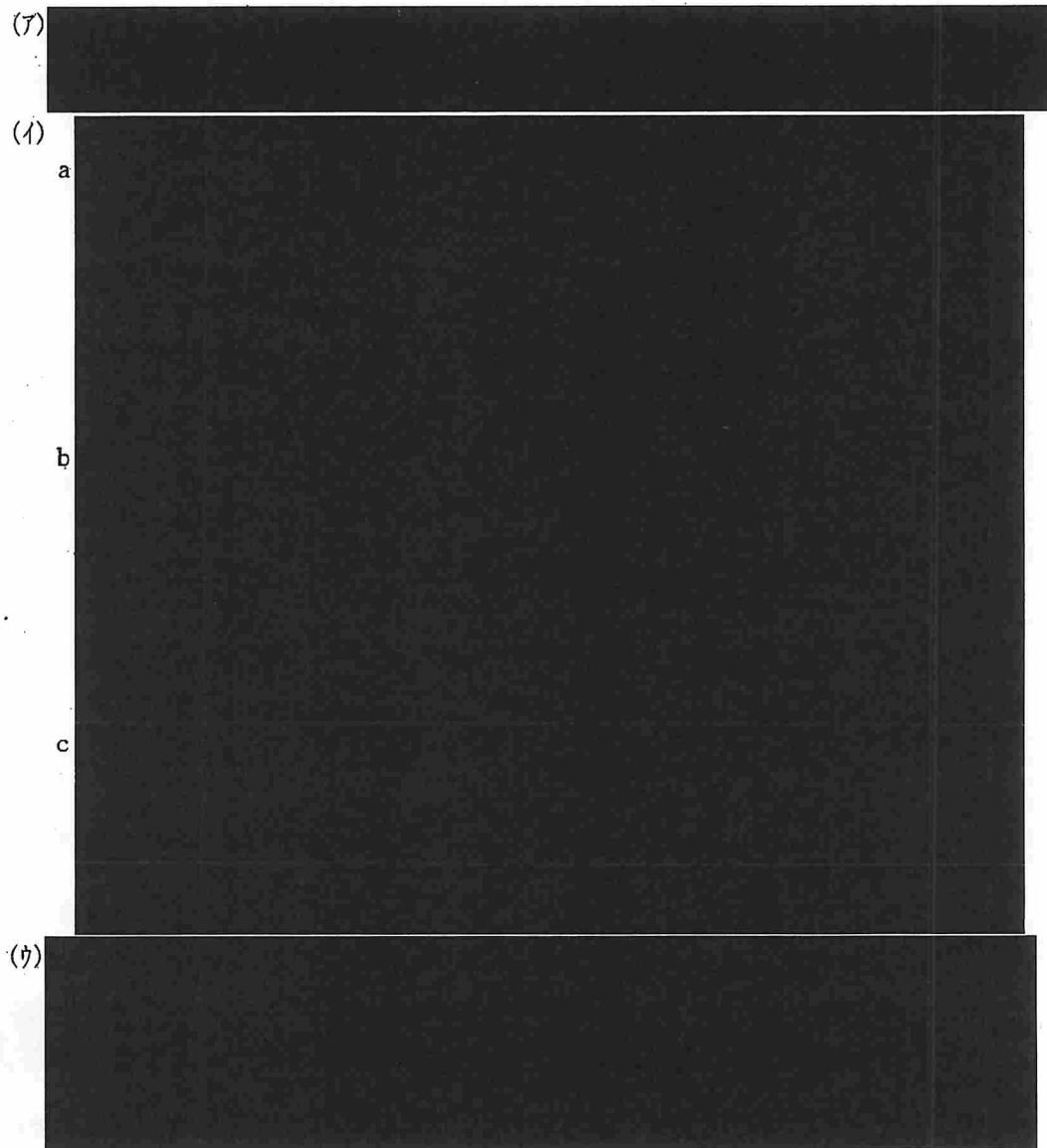
(ア)

(イ)

(ウ)

(エ)

エ



ウ 司法統計情報の検索

(ア) イで登録した司法統計情報を検索する機能を構築すること。なお、検索項目は以下のとおりとする。

おって、「グラフで見る司法統計情報」については検索機能は不要であり、「グラフで見る司法統計情報」へのリンクをクリックすることで一覧が表示されるようにするものとする。

a 年報

(a) 通常検索

年度：プルダウンにて選択

編分類名：プルダウンにて選択

(b) 詳細検索

フリーワード検索

キーワード検索：登録されているキーワードでの検索（チェックボックス）

b 月報

年度：プルダウンにて選択

月：プルダウンにて選択

編分類名：プルダウンにて選択

(イ) 検索結果一覧画面

a 検索した結果、検索対象が存在する場合には15件ずつ検索結果一覧表示画面を表示させる。

b 検索結果一覧画面にて表示させる項目は以下のとおりとする。なお、以下の項目は表形式で表示し、PDFファイルへのリンク及びExcelファイルへのリンクは、該当する表タイトルと表形式で並べて表示すること。

(a) 年報

編分類名（民事・行政／刑事／家事／少年）

年度

表タイトル

PDFファイルへのリンク

Excelファイルへのリンク

(b) 月報

編分類名（民事・行政／刑事／家事／少年）

年度

月

表タイトル

PDFファイルへのリンク

Excelファイルへのリンク

(c) その他（グラフで見る司法統計情報）

編分類名（民事・行政／刑事／家事／少年）

年度

表タイトル

PDFファイルへのリンク

Excelファイルへのリンク

c 検索した結果、検索対象が存在しない場合には、検索結果一覧表示画面を表示させず、「該当する司法統計情報がありませんでした。」と記載された画面を表示させる。

(7)

ア

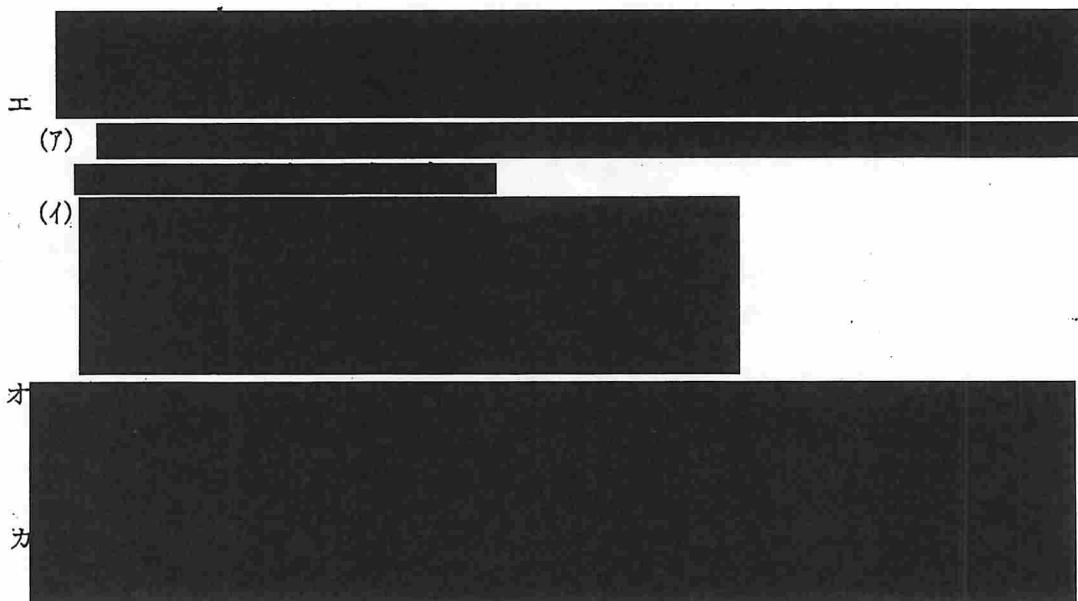
イ

ウ

(7)

(イ)

(ウ)



3 DB 作成

- (1) 2の各アプリケーションを元に内部サーバにDBを作成すること。



イ 現行システムのDBを新システムに移行すること。

但し、現行システム仕様は請負者決定後に公開するものとし、現行ベンダーと調整を行い、移行を行うこと。

- (2) [Redacted]

4 DB 検索

利用者による判例等の検索項目は現行ウェブサイト検索と同様にすること。

- (1) 傍聴券交付情報検索機能
- (2) 判例検索機能（裁判所ウェブサイト）
- (3) 判例検索機能（知的財産高等裁判所ウェブサイト）
- (4) 英語判例検索機能（裁判所ウェブサイト）
- (5) 英語判例検索機能（知的財産高等裁判所ウェブサイト）
- (6) 司法統計情報検索機能

5 その他

- (1) アプリケーション開発言語は問わないが、次回以降のリプレイスの際に、他ベンダーでも支障なく利用できるよう、汎用性に留意すること。契約期間中のセキュリティ対策等のアプリケーション保守は責任を持って維持・対応すること。
- (2) 一般閲覧者のアクセスが集中した際も支障なく各アプリケーションによるアップロードが可能となるよう設計すること。
- (3) [Redacted]
- (4) 傍聴券交付情報登録・判例登録・司法統計情報登録の各システムについて、登録した各情報が削除できるようにすること。
- (5) [Redacted]
- (6) [Redacted]

- (7) 利用者側の表示レスポンスは2秒以内とすること。
- (8) アプリケーション開発はセキュリティに配慮した作成、運用、提供を行うこと。
- (9) 機種依存文字のチェック機能や複数の情報の一括公開・非公開処理機能など、職員による作業効率等の見地から、最適と思われる機能等がある場合には提案を行うこと。
- (10) 作成したアプリケーションソフトウェアを最高裁判所に提出し、その承諾を得ること。
- (11) 各アプリケーションの操作マニュアルを作成の上、最高裁判所に提出し、その承諾を得ること。

(別紙第7)

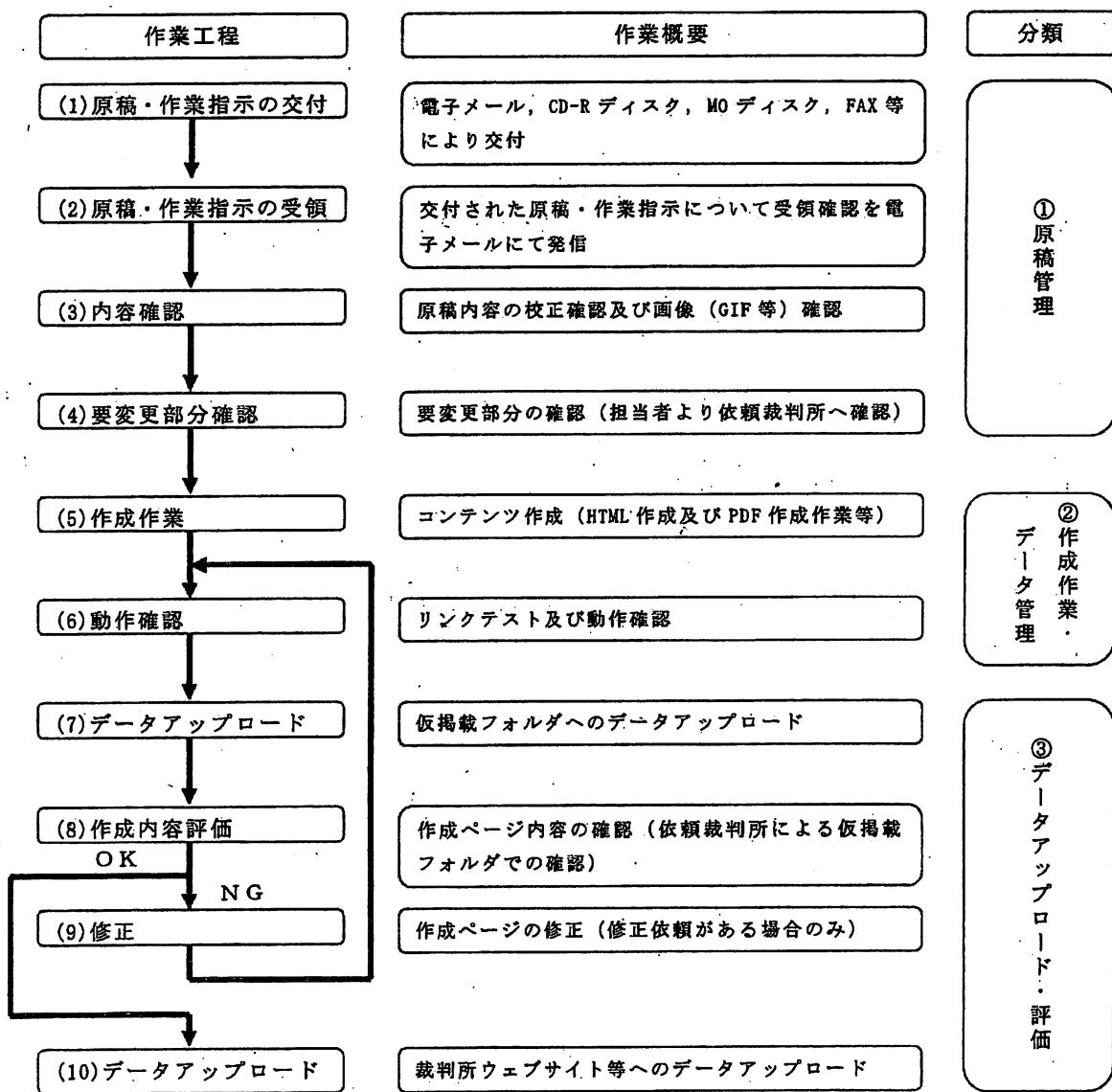
コンテンツ作成工程

コンテンツ作成において想定される一連の作業工程は、下図のとおりである。

(1), (4)及び(8)の作業は、請負者と、最高裁判所又は最高裁判所が別途指定する下級裁判所(以下「依頼裁判所」という。)との間で行う。

なお、下図の作業工程は、コンテンツ作成依頼ごとに発生する。

おって、詳細及び運用に合わせた修正等は、最高裁判所と協議の上、行うものとする。



(別紙第8)

コンテンツ等の想定作成量及び動画関係の想定作業量（1年分）

1 コンテンツ等の作成・修正

想定作成量：30時間

2 動画の動作確認

想定作成量：2時間

3 動画配信のためのアップロード作業（削除作業を含む。）

想定作成量：6時間

4 動画配信のためのインデックスページ（HTML）の作成

想定作成量：6時間

5 動画配信のための個別ページ（HTML）の作成（動画の埋め込み作業を含む。）

想定作成量：16時間

(別紙第9)

コンテンツ作成及び動画関係作業に関する課金単価

1 コンテンツ等の作成・修正費用

課金単価 作業時間×工数単価（1時間当たり）

2 動画の動作確認費用

(1) 課金単価

作業時間×工数単価（1時間当たり）

(2) 補足事項

動画の動作確認作業は、動画データにより作業量が異なるため、動画データに応じて作業時間を算出し、工数単価を乗じた金額とする。

3 動画配信のためのアップロード作業（削除作業を含む。）費用

課金単価 作業時間×工数単価（1時間当たり）

4 動画配信のためのインデックスページ（HTML）の作成費用

(1) 課金単価

作業時間×工数単価（1時間当たり）

(2) 補足事項

動画配信のためのHTML作成等は、作成内容により作業量が異なるため、作成内容に応じて作業時間を算出し、工数単価を乗じた金額とする。

5 動画配信のための個別ページ（HTML）の作成（動画の埋め込み作業を含む。）費用

(1) 課金単価

作業時間×工数単価（1時間当たり）

(2) 補足事項

動画配信のための個別ページ（HTML）作成等は、作成内容により作業量が異なるため、作成内容に応じて作業時間を算出し、工数単価を乗じた金額とする。

運用保守業務

第1 概要

1 基本的事項

- ・受注者は、本システムの稼働・運用に要する一切の環境を整備・構築するとともに、システムの運用サービス及び付随するサービスの提供を行うものとする。
- ・受注者は、本仕様書に定めるサービスをASP/SaaS方式（クラウドサービスを含む）により提供するものとする。

2 基本要件

本システムのサービス提供に関わる基本要件は以下のとおりとする。

- ・技術動向や業務処理の変化等への柔軟かつ迅速な対応
- ・安全性、安定性及び拡張性が確保されたシステム構成と運用体制の提供
- ・セキュリティが確保された安全な運用、サービスの提供

3 システムの稼働時間



4 サービスレベル

以下のサービスレベルを確保するように努めることとする。

稼働率	
オンライン応答時間率	
ウィルス定義ファイルの更新	
障害の発生報告	
障害の平均復旧期間	

第2 運用管理

1 全体管理

- ・システム保守・運用に当たっては、必要に応じて情報処理技術者や機器等の保守要員を配置するなど作業量及び作業時間を考慮して作業が適切かつ効率的に実施できる適切な体制整備・人員配置を行うこと。

- ・システム運用マニュアル、機器等の保守・運用マニュアル、障害時対応マニュアル等ドキュメントをいつも最新状態に整備し、これに基づき安定したサービスの提供を行うこと。
- ・職員から本システムに関する各種問い合わせに対応すること。
- ・システム異常通知があった時には、業務責任者の管理のもと、速やかな問題解決を図ること。
- ・メール等により異常を検知出来るシステム構成とすること。

2 システム管理

- ・OS・ブラウザのバージョンアップに対応すること。
- ・ウェブサイトへのアクセスログを取得すること。
- ・安定した運用サービスの提供のため、機器、OS、ミドルウェア、ソフトウェア、ネットワーク構成（機器構成、接続構成）などについて、構成管理を行うこと。
- ・システムで扱う電子媒体については、内容と媒体の関連付け管理（媒体管理）を行うこと。

第3 システム保守

システムの安定的運用をはかるため、ソフトウェア、設備・機器、セキュリティに関して定期的な保守を行うこと。なお、最低でも年一回はシステムの見直しを図り、OS、ミドルウェア、ソフトウェアのバージョンアップについても保守費用に含めること。保守費用に含めることができないものについてバージョンアップが必要となる場合は、最高裁判所と協議すること。

受注者は、本システムを構成するサーバ装置、端末及び通信回線装置上で利用するソフトウェアの種類、バージョン及びサポート期間の終了に関する情報並びにこれらの変更情報を適宜提供すること。

1 保守管理内容

- ・ソフトウェア保守 OS 等ソフトウェアのパッチ適用、バージョンアップを行うこと。
- ・ソフトウェア運用に伴うデータベース領域の整備作業を実施すること。

2 設備・機器保守

- ・機器等の定期点検を行い、ハードウェア障害の早期発見・予防に努めること。
- ・ハードウェア障害発生時の保守対応方法・時間を定めること。

3 セキュリティ保守

- ・セキュリティパッチ適用など定期的なセキュリティ保守を実施すること。

第4 システム運用

- 1 運用マニュアルに基づいた運用を実施し、システムの安定稼働に努めること。
- 2 システム監視ツールを活用して稼働監視を実施し、システムの可用性を確保すること。

異常発生時には障害時対応マニュアルに基づき迅速に対応し、障害の局所化、システム停止の回避や停止時間の最短化に努めること。

具体的な監視項目は以下のとおり。

- ・ネットワーク稼働監視を行うこと。
- ・サーバの稼働監視を行うこと。
- ・プロセス監視（OS系、アプリケーション系）を行うこと。
- ・ログ監視を行うこと。
- ・サーバの負荷監視（CPU、メモリ、ディスク）を行うこと。

3 サーバ及び運用管理端末のコンピュータウイルス対策や、本システムに対する不正アクセス等のチェックを常に実施するなど、万全なセキュリティ管理を行うこと。ウィルスや不正アクセスを検知した場合には、直ちに適切な対応を実施すること（サーバ上のファイルの改ざん検知など）

4 24時間、365日システム運用が可能な体制を確保すること。

第5 オペレーション管理

1 データ管理

コンテンツデータについては、定期的にバックアップを行い、バックアップメディアを管理すること。また、障害が発生した場合の復元方法も含めて、データ管理計画を策定すること。

(1) バックアップ

- ・定期バックアップの実施
- ・障害時の回復目標に対応したバックアップ手法を定めること。

(2) バックアップメディアの管理

- ・バックアップメディアの管理場所、管理期間等の管理ルールを規定すること。
- ・バックアップデータには暗号化又はパスワード設定を行うこと。
- ・不要なバックアップ媒体を破棄する場合、データが媒体に残留しないようにすること。

2 稼働状況管理

(1) サーバ類やネットワーク機器の稼働状況、CPU・メモリ・ハードディスクの負荷状況、停止状態及びエラー状態等の運用状況を監視した作業内容が記載された作業報告書を毎月1回最高裁判所へ提出すること。ただし、機器等が異常停止した場合は隨時行うこと。

(2) 連絡、報告一覧、計画停止

計画停止を行う日については、システム利用者への影響を考慮し、最高裁判所と協議のうえ決定すること。遅くとも計画停止の21日前までに最高裁判所へ連絡するもの

とする。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではない。

(3) 障害検知

障害を検知した場合には、できるだけ速やかに最高裁判所に報告すること。

(4) 不正侵入検知

不正侵入を検知した場合には、できるだけ速やかに最高裁判所に報告すること。ただし、不正侵入を防御できた場合であって、軽微なものは除く。

(5) 緊急停止

セキュリティに関する理由などにより、それがシステムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、速やかに最高裁判所に報告すること。

3

・ [REDACTED]
・ [REDACTED]
・ [REDACTED]は窃取、改ざん、消去されないように定期的に外部記録媒体に保存すること。記録媒体保管場所は、セキュリティカードや生体認証などにより入退室管理がされている環境とすること。なお、クラウドサービスを利用する場合は、保管場所は日本国内とし、かつISO27017/27018に準拠しているサービスを利用すること。

・ 集計対象期間を任意に設定できること。

・ [REDACTED]

・ 閲覧者の使用するOSやブラウザ等が把握できること。

・ 検索に利用されたキーワードが把握できること。

・ [REDACTED]

・ 最高裁判所から開示要求があった場合、速やかに開示できること。

・ [REDACTED]

第6 障害対応

障害に対して、予防、発生時の迅速な処理手順、再発防止を想定し安定的な稼働管理を行うこと。障害が発生した場合は、最高裁判所に迅速に連絡するとともに、直ちに状況の把握を行い、障害箇所の特定、影響範囲の調査、即時対応、現状復帰すること。また、最高裁判所が障害を発見した場合、電話、メールによる問い合わせに対応すること。

1 障害対応について

・ 障害発生時における受注者の対応等を記載した「障害時対応マニュアル」を作成し運用すること。

・ 障害が発生した場合の緊急連絡体制を確立すること。緊急時連絡対応可能な電話・メ

ールの連絡先を明示し、あらかじめ体制等を提示すること。

2 障害発生時の初動

- ・障害発見時には迅速に最高裁判所へ連絡を行うこと。
- ・データセンターにおいて障害の一次切り分けを実施すること。
- ・万が一、ウェブサイトの閲覧に影響のある障害が発生した場合は、最高裁判所に状況の報告を行うとともに、可能な場合はインターネット画面にて利用者への周知を行うこと。
- ・セキュリティに関する理由などにより、システムに与える影響が大きいと判断した場合には、システムの緊急停止を行い、速やかに最高裁判所に報告すること。

3 障害対応

- ・稼働診断、定期点検等により障害の予防を行うこと。
- ・障害対応の報告を行うこと。

第7 コンテンツメンテナンス (■で管理、作成できないコンテンツ（動画を含む。）)

1 コンテンツ掲載依頼から公開まで、掲載フローヤや所要時間の観点から、柔軟性を持って迅速且つ効率的に実施できる環境や体制が整っていること。

2 将来において、コンテンツメンテナンス業者が変更された場合には、引継ぎが円滑に行われるための具体性のある施策や体制を提案すること。

3 ウェブサイトへの掲載コンテンツの作成作業

(1) 掲載手順と想定作業量

別紙7（コンテンツ作成工程）及び別紙8（コンテンツ等の想定作成量及び動画関係の想定作業量）のとおり。

(2) 作業依頼から公開までの期間

作業依頼から公開までの期間は原則2営業日以内を想定すること。

4 コンテンツのアップロード及び削除準備作業

(1) リンクの設定及び解除

追加・削除するコンテンツについて、既存コンテンツを含めて必要なリンクを設定・削除すること。

(2) コンテンツ事前確認

リンクの設定を完了したコンテンツについて、その記載内容やリンクの遷移先及び遷移元への移動等のアクションをテスト環境等で事前に確認すること。

5 コンテンツのアップロード作業

必要なコンテンツについて、指定時刻にウェブサイトへアップロードすること。

6 コンテンツの削除作業

指定するコンテンツについて、指定時刻にウェブサイトから削除すること。

8 作業報告書の作成

受注者は、契約期間において、ウェブサイト等のコンテンツ（動画を含む。）の更新状況等が記載された作業報告書を毎月1回最高裁判所に提出すること。

9 その他

(1)

ア

イ

(2) 作業場所

受注者事務所等のセキュリティカードにより入退室管理がされている環境にて、

また、本作業に必要な機器は受注者において準備すること。

(3) 運用条件

ア

イ コンテンツの更新に際しては、テスト環境（ウェブサーバ内に非公開のテスト用ディレクトリを構築）で受注者による確認作業ができるようにすること。

(4) コンテンツ作成の課金について

3の作成の課金単価は、「別紙第9 コンテンツ作成及び動画関係作業に関する課金単価」の単位として1年間の想定作成量は、別紙第8のとおりとする。

第8 ヘルプデスク

受注者は、ウェブサイトを円滑に運営するため、最高裁判所からの問い合わせに対応すること（窓口を一本化すること）。

1 対応時間

ただし、緊

急時は、最高裁判所と協議の上対応すること。また、原因の究明、対処・復旧作業等までのスケジュールを最高裁判所と協議の上、確実に実施すること。

2 対応手段

問い合わせの受付及び回答手段は、電話又は電子メールとする。これらの手段には優先順位を特に設けず、利用者がこれを選択できること。ただし、緊急性の高いものについては電話を利用すること。

3 問合せ内容及び回答並びに対応に要した時間等を記載した作業報告書を毎月1回最高裁判所へ提出すること。

第9 定例会議

1 原則として月2回（平成33年度以降は原則として月1回），最高裁判所との間で定例会議を行い、技術サポート等を行うこと。定例会議の開催場所は最高裁判所内とし、開催期日は最高裁判所と受注者との協議により決定する。

なお、定例会議に使用する資料（月次報告、進捗報告のほか、リスク管理、課題管理に関する資料等も含む。）は、原則として、定例会議開催の前開庁日正午までに提出する。

おって、必要に応じて資料等の提出を求める場合があるので対応すること。

2 受注者は、1の定例会議終了後、5開庁日以内に議事録を提出すること。

第10 アプリケーションプログラムの脆弱性検証



第11 サーバ・プラットフォームの脆弱性検証



第12 アクセシビリティ試験

- 1 年1回、総務省より配布されたアクセシビリティ評価ツール（miChecker）を用いた試験を行うこと。試験の実施においては、ツールによる判定だけでなく、人間による判断を行うこと。また、同試験結果の公開が行えるよう必要な準備をすること。なお、試験の対象は、JIS X 8341-3:2016附属書JB及びウェブアクセシビリティ基盤委員会「試験実施ガイドライン」の求める「b) ウェブページ式を代表するウェブページとランダムに選択したウェブページとを併せて選択する場合」の方法により選択した40ページ以上とし、対象範囲については最高裁判所と協議の上決定すること。
- 2 最高裁判所がウェブアクセシビリティ方針を更新するために必要な支援をすること。

第13 次期システムへの移行等

- 将来的なシステム拡張、他システムとの連携、他システムへの移行等（いずれも他業者の受託事業を含む）において、最高裁判所や関係業者等から協力を求められたときは、最高裁判所と協議の上、システムに関する情報開示やデータベースからのコンテンツのエクスポートを含め、必要な対応を行うこと。

(別表)

予定総額 金107, 995, 800円

(うち消費税及び地方消費税額 金9, 817, 800円)

1 固定費

総額 金107, 995, 800円

(うち消費税及び地方消費税額 金9, 817, 800円)

2 変動費(コンテンツ作成及び動画関係作業費用)

想定作業量は、別紙仕様書の別紙8とし、各1件当たりの単価は下表のとおりとする。

予定額 金0円

(うち消費税及び地方消費税額 金0円)

作業内容	単位 時間	単価		想定数量 B	合計		予定額 C D
		金額 A	消費税及び 地方消費税 (A × 0.1)		合計 C (A × B)	消費税及び 地方消費税 (C × 0.1)	
(1) コンテンツ等の作成・修正費用	時間			0	0	0	0
(2) 動画の動作確認費用	時間			0	0	0	0
(3) 動画配信のためのアップロード作業 (削除作業を含む。)費用	時間			0	0	0	0
(4) 動画配信のためのインデックスページ (HTML)の作成費用	時間			0	0	0	0
(6) 動画配信のための個別ページ (HTML)の作成(動画の埋め込み作業を含む。)費用	時間			0	0	0	0
合計					0	0	0

